

淀川水系流域委員会 第18回淀川部会

議事録 (確定版)

この議事録は発言者全員に確認の手続きを行った上で確定版としていますが、以下の方につきましてはご本人未確認の文章となっております(詳しくは最終頁をご覧ください)。

塚本委員(委員会、淀川部会)

日 時：平成14年9月24日(火) 13:30~17:00

場 所：大阪会館Aホール

庶務 (三菱総合研究所 新田)

只今より淀川水系流域委員会第 18 回淀川部会を開始させて頂きたいと思います。司会進行は庶務を務めます三菱総合研究所関西研究センターの新田です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、審議に入る前にまず、配付資料の確認をさせて頂きたいと思います。「発言に当たってのお願い」と「議事次第」です。

資料 1 関連は、委員会及びワーキンググループ等の活動状況をまとめております。資料 1-1「委員会ワーキンググループ (WG) について」はワーキングの設立の経緯等をまとめたペーパーです。資料 1-2「委員会および各部会、WG の状況 (中間とりまとめ以降)」は、中間とりまとめ以降の委員会及び各部会の開催状況等をまとめてあります。資料 1-3「委員会 WG 結果概要」、こちらの方はワーキンググループの主な意見交換の内容をまとめた資料です。

資料 2 につきましては、委員会できりまとめます最終提言についての方針ですとか、スケジュール等をまとめた資料です。資料 2-1 から 2-3 まで全て、9 月 12 日に開催されました第 14 回委員会の資料をそのままお出ししております。資料 2-1「最終提言のとりまとめ方針 (案)」、資料 2-2「最終提言目次案」、資料 2-3「最終提言素案」です。資料 2-4「9 月～12 月の委員会、部会、運営会議の日程について」は、今後の部会、委員会、或いはワーキング等の日程についてまとめております。

資料 3 につきましては「これまでに実施した意見聴取・反映方法のまとめ」ということです。淀川部会では、現地の対話集会ということで 8 月末から 9 月にかけて 3 回ほど開催いたしております。また、ホームページ等々、これまでの部会とか委員会で実施してきました意見聴取の試みについて簡単にまとめまして、幾つかの反省点等をご議論頂ければという資料です。

資料 4 は「繰り返えず破堤の輪廻からの脱却」ということで、河川管理者の提供資料です。参考資料は「委員および一般からのご意見」です。

委員の方々でご希望された方には事前に資料を配付いたしておりますが、本日お手元に資料一式を全てご用意しております。それから委員席の方には、参考としまして過去の現状説明資料ですとか、水位管理・水需要管理のワーキングで出された資料を全てご用意しております。また、一般から寄せられました中間とりまとめに関する意見ということで、A4 のファイルにまとめたものをおつけしております。審議の際にご参考にして頂ければと思います。

また、本日はコピーの都合で、委員の方のみに配布しています。委員会におけます水需要管理と水位管理のワーキングの報告ということで、委員会の番号がついていますが、番号なしの資料がお手元にあります。水位管理のまとめと水需要管理の中間とりまとめということでお出ししておりますので、あわせてご覧頂ければと考えております。

それから、一般からの意見の報告ということで、部会や委員会で一般から寄せられた意見について簡単にご紹介させて頂いております。参考資料 1「委員および一般からのご意見」をご覧頂きたいのですが、7 月 29 日、前回の部会で提出されました以降、全部で 17

件の意見が寄せられております。その概要は参考資料の 1 枚目の 1 から順にご覧頂きたいのですが、個々の意見につきましては時間の関係で割愛をさせていただきます。この間に寄せられた主な意見としましては、例えば高水敷の利用に関する意見等が合計で 17 件寄せられております。詳細は資料をお読みになって頂ければと思います。

本日は、後ほど一般の方々にもご発言の時間を設けさせて頂く予定としております。「発言にあたってのお願い」を一読して頂いて、簡潔に発表をよろしく申し上げます。また、発表に際しましては、委員の方々、河川管理者の方々を含めまして冒頭で必ずお名前を頂こう、よろしくお願いいたします。また、発言の際には、必ずマイクをご使用頂ければと思います。

本日の予定は 16 時半に終了の予定となっておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたしたいと思います。

それでは、審議に移りたいと思いますので、寺田部会長、よろしくお願い致します。

寺田部会長（委員会・淀川部会）

久しぶりの部会です。前回の部会は 7 月 31 日に開かせて頂きました。その後の 8 月と 9 月に現地対話集会を 3 回実施いたしました。後ほど、この現地対話集会の反省も含めて、どこが良かったのか、悪かったのか、ご意見をお出し頂きたいと思っております。

今日も資料がたくさん出ているわけですが、実は今、最終提言のとりまとめに向けた作業が委員会と各部会で進んでおります。その主な作業は資料 1 - 1 にありますように、合計 5 つのワーキンググループがつくられて、主にこのワーキンググループでの議論を中心にして、最終提言に向けた提言内容の検討が行われているという状況です。ですから、淀川部会でも各ワーキングの方に複数入って頂いた委員の方もおられるわけで、大変多忙なスケジュールで大変だと思っておりますが、ワーキング中心の検討ということになっております。

ただ、ワーキングは一般傍聴者が傍聴できるという形ではなく、主にはこの委員会内部の検討会ということでやっております。今日もできる限り、ワーキングの検討状況なり、またこの部会で議論をしておいた方がよいのではないかという問題点等を、ワーキングにお入り頂いております委員の方から後ほど報告して頂くとともに、問題提起をして頂きたいと思っております。

今後のスケジュールは、資料 2 - 4 をご覧頂ければと思います。淀川部会の関係で言えば、10 月末に次の部会を予定しております。その間に、最終提言の作業部会の作業が 9 月と 10 月に入っております。今の予定では 10 月 24 日に最終提言の基本的な内容が出てくる予定にしております。それに対する部会としての検討のために、10 月末の部会を予定しているということです。

その間にももちろん各ワーキングが論点ごとに検討を進めていくわけですが、10 月 29 日までは部会が入っておりませんので、今日の部会では、この最終提言に盛り込むべき項目や主な論点について、部会としての議論をできる限りやっておいて、最終提言の作業部会や各ワーキングの議論に反映をしてもらいたいということです。かなり詳しい資料 2 - 3 を用意してもらっておりますので、治水利用、利水、環境という項目別、項目順に順次今

日は議論をしていきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

それでは、審議事項に入らせて頂きます。これまでの委員会及び各ワーキングの開催状況と検討状況、及び今後の予定について、まずは庶務から報告を頂いて、その後、先ほど申し上げましたように各ワーキングの検討状況を所属の委員の方からご報告を頂く、問題提起も頂くということをお願いしたいと思います。

では、庶務の方からお願いします。

庶務（三菱総合研究所 新田）

[省略：資料 1 - 1、資料 1 - 2、資料 1 - 3 の説明]

寺田部会長（委員会・淀川部会）

たくさんの会議が並行して進んでいるので、わけがわからなくなっているところがあります。今の目標では、11月13日に委員会と3部会が合同で拡大委員会を開くことになっております。その前に最終提言作業部会から素案が出され、その素案を各部会で検討した上で、この拡大委員会で皆さまで議論しようということですので。各ワーキングにおいても、十分な議論をして頂きたいと思っております。

それでは、各ワーキングの検討状況、特に、できればこの部会で議論をしておいた方がよいのではないかという項目と問題点を、報告と問題提起をお願いしたいと思います。

それでは、まず水需要管理ワーキンググループのリーダーをお願いしています今本委員、よろしくお願い致します。

今本委員（委員会・淀川部会）

水需要管理につきましては既に5回の作業部会を行っております。基本的な方向につきましては、この淀川部会でも何度も検討されていまして、例えば、水の需要予測を積み重ねて、それに応じた開発を行うというこれまでの方針から、水需要管理という形で全体的な水の需要量を抑制するという方向に変えようではないか、また、それを実現するのにどうしたらよいかといったことが、この水需要管理ワーキンググループでも検討されました。

それでは、お手元にお配りしております2002年9月10日「『水需要管理』WGとりまとめ骨子(案)」という資料をご覧頂きたいと思っております。これは案ですが、ワーキングに出しました資料です。その後ワーキングでいろいろな検討があり、また、いろいろなご意見が寄せられておりますので、最終的にこの文章の内容は少し変わりますが、基本的な方針は大体この通りだと思っておりますので、長くなりますが読ませて頂きます。

「淀川水系は、わが国で最大の湖である琵琶湖を抱え、全国の主要な1級水系のなかでは利水安全度が比較的高いほうであるが、これまで13年に1回程度の渇水が発生しており、しかも最近では頻発する傾向が見られる。

河川水は国民生活、或いは経済・産業活動を支える重要な天然資源であるが、我々が利用する水量は無限ではなく、河川からの取水量には自ずと限界がある。従って、これま

でのようなダムや堰等の水資源開発施設や流域調整河川事業により、際限なく水資源を開発するという手法はやがて行き詰まることは必至である。

このため、これまでとは発想を異にした抜本的な利水計画を確立する必要があり、次の措置を講ずることが重要である。

水資源開発から水需要管理へ

これまでの利水計画では、関係省庁および自治体等による水需要予測を積み上げ、不足量をダムや堰等の水資源開発施設の建設により開発するという方式がとられてきたが、現時点において需要予測と利用実績に乖離があるとの批判に加え、新規施設に対する建設適地の減少、環境への配慮、財政難等から、新規施設の建設が困難な状況となっている。さらに、水資源の有限性を考慮すると、際限なく開発を進めることは基本的に不可能であり、自然環境に及ぼす影響も大きいため、水需要を積極的に抑制する水需要管理に転換する必要があると考えられる。

水需要管理は、より精度の高い水需要予測を行うとともに、節水、反復利用、用途変更等により、水需要量を抑制しようとするものである。

これまでの水資源開発基本計画では、用途別の需要予測が示されたのみで、予測手法や予測に用いた係数は示されず、実績に比べて需要予測が過大な場合が多いが、このような乖離が生じた場合の原因も分析されていない。従って、水需要管理では、予測手法や予測に用いた係数を公表するとともに、より精度の高い予測手法の開発に努め、一定期間ごとに見直しする必要がある。

これまでの節水は主として渇水時の対策として検討されてきたが、これからは日常時の対策として推進されるべきである。また、反復利用については、工業用水のみならず、生活用水、農業用水についても積極的に推進しなければならない。

これまで慣行水利権として手厚く保護されてきた農業用水を含めたあらゆる水利権について、実態ならびに将来を見据えた聖域なき見直しを行い、積極的な用途変更を検討する必要がある。

なお、農業用水は、農業に使われるばかりでなく、消防水利等の多面的な目的にも使われ、さらに地域の水環境や生態系を維持する重要な要素となっている。従って、例え農業用水としての利用が減少した場合でも、単純に用途変更するのではなく、農業用水路を自然豊かなものへと再生し、愛される国土の形成に役立てることが重要である。

環境用水の創出

河川は、自然環境および生活環境を構成する重要な要素であるが、これまでは後者に比べて前者は軽視されてきたきらいがある。渇水時に維持すべき流量として取り扱われる河川維持流量についても、その設定基準が曖昧であり、河川環境とりわけ生態系への配慮が十分なされているとはいえない。

環境用水は河川の自然環境を維持するために必要な流量で、2種のものがある。1つは平水時に適用されるもので、流水内の生態系に配慮したものであり、他の1つは河川が本来もっている攪乱機能に着目したもので、河川敷全体の生態系と河道内の土砂移動等が関連する。

環境用水の創出は、利水安全度の低下をもたらす可能性があるため、節水等による利水量の削減、ダムや堰等の操作による放流量の調整、高水敷の部分的切下げといった河道断面形状の変更等、各種の方法を駆使して、河川の攪乱機能の復元に努める必要がある。これらの措置については利水関係者の理解を求めつつ、順応的な管理を行わねばならない。

水需要管理協議会の設置

水需要に関しては、河川管理者および利水関係者の間に、共通の問題意識を形成する場としての流域水利用協議会、渇水時の幹旋または調停を行なう渇水調整協議会等が既に設置されており、現在でも河川管理者はある程度の調整機能をもつが、より強い指導・調整力をもつ水需要管理協議会の設置が必要である。

水需要管理協議会は、関係省庁、自治体、利水事業者等の利水に関わる関係者が参加して、水需要についての協議・調整を行なうもので、河川管理者が主催し、学識経験者、住民代表等も参加させた公開のものとする。

危機管理

水需要に関わる危機管理の対象として、各種の利水施設における水質汚濁、水質事故、異常渇水等があるが、これらに対して適切に対応するには、水需要管理協議会が中心となって、平常時から対応策を確立しておかねばならない。

わが国の年間降水量は世界平均の約 2 倍であるが、人口 1 人当たりでは 1/4 にすぎない。また、地形は急峻で流路の短い河川は短時間で降水を海に流出させるため、ダムや堰等の利水施設は不可欠であり、これらが社会の発展に大きな貢献をしてきた。しかしながら、ダムや堰が河川の自然環境に悪影響をもたらしてきたことも事実であり、水需要に応じた水資源開発から自然環境にも配慮した水需要管理への早急な転換を目指すものとする。」

以上です。

この中で、特に最初の「水資源開発から水需要管理へ」というところでは、水需要管理とはどういうことなのかということの説明しております。まだまだ不足な点があるかと思いますが、ご指摘頂ければ幸いです。2 番目は、河川の攪乱ということで「環境用水の創出」という言葉を使っておりますが、それらを実際にどのようにして生み出すのか。これが非常に大きな問題ではないかと思っております。3 番目は、水需要管理というものを実現するための方策として「水需要管理協議会の設置」を提案しているものです。その他「危機管理」についても、ふだんからやっておく必要があるという指摘です。

寺田部会長（委員会・淀川部会）

水需要管理ワーキングの報告に関して、ご質問、もしくは、ここでちょっと言っておきたいということがあれば、ご意見を出しておいて頂けますか。後ほどの議論と重複しても構いません。

塚本委員（委員会・淀川部会）

とてもうまくまとめて頂いてありがたいと思います。水需要管理協議会の設置については、大事なテーマになってくると思います。

それから、地下水の復活というのも水利用の方に加わらないかなと思います。近い将来そのことは考えていけないといけないのではないかと思います。

川上委員 (委員会・淀川部会)

日本の制度では、土地の所有者が地下水の汲み上げ権を持つということですから、簡単にこれを認めますと、どんどん地下水を汲み上げて、地盤沈下や水源の枯渇といった様々な弊害が出てくると思います。そのことの検討を加えた上で行うことが必要かだと思います。

倉田委員 (委員会・琵琶湖部会)

3つのポイントがあるわけで、水需要管理のあり方は非常によくまとまっていて感心したのですが、将来、水について出てくるだろうと予測しているのは水温を含めた水質の問題です。

水といっても非常に漠然としていまして、ダムでためた水と言いながら、実はすぐ飲むこともできないような水がたまっているという状態です。ですから、その後どう使っていくか、なおかつ再利用まで考えていらっしゃるのですから、水棲生物の基礎条件となる水温を含めた水質の問題というのは、少し触れておかないといけないのではないかと思います。

今本委員 (委員会・淀川部会)

水質につきましては、別個、水質のワーキンググループで検討するという事になっていきます。当然、水需要管理の中でも入れていかねばならないと思いますが、これは水需要管理のワーキンググループからの報告書だということです。

最終提言の中では、当然水質の問題はひっくるめて書かないといけないと思います。

それから、先ほどの地下水の問題ですが、地下水の水利権というのはどうなっているのですか。どなたかご存じありませんか。

川上委員 (委員会・淀川部会)

土地の所有者が水利権を持っていると思います。

今本委員 (委員会・淀川部会)

そうはいかないと思いますね。例えば1m²の土地を持っているから、所有者がそこから幾らくみ出してもよいというわけにはいかないのではないのでしょうか。

寺田部会長 (委員会・淀川部会)

河川管理者の方からちょっと説明をお願いします。

河川管理者 (近畿地方整備局 河川調査官 村井)

水利権というようなことは特にありません。ですから、まさに土地の所有者のものとい

うことになります。

今本委員（委員会・淀川部会）

ただ、地下水の問題は、確かに汲み上げ過ぎると問題が出ると思います。しかし、全く汲まないと問題が出ることも確かなわけです。地下水位がどんどん高くなり過ぎますと、構造物に悪い影響を与えるという問題があります。確かに地下水については検討しなければならないですが、水需要管理ワーキングで地下水について触れるのがよいのかどうか、或いは、淀川水系流域委員会で触れるのがよいのかどうか、私自身には不明確だったものですから触れておりません。しかし、それについては、当然検討はしたいと思います。

原田委員（淀川部会）

淀川部会の中間とりまとめを見ていますと、水利権の転用によって、社会的、経済的メリットが生じる仕組みを考えた方がよい、どのようにこういうことを実現していくかということも踏み込んで書いているのですが、これについては、水需要管理ワーキングでは取り入れられないということではよいのでしょうか。

今本委員（委員会・淀川部会）

報告案というものは、文章の量はできるだけ少ない方がよいというのが私の信念です。今おっしゃったようなことは、できたら補足資料としまして検討したいと思います。

今、原田委員が触られたことが骨子の中に入っていないかと言えば、そうではないのです。用途変更ということを書いておりますので、必ずしも無視しているわけではないのです。特に重要ですから入れなさいということならば、当然検討させていただきます。

榎屋部会長代理（委員会・淀川部会）

水利権の許認可の与え方の仕組み等は、何か問題はないのでしょうか。

私の記憶しているところだと、量に応じて検討し、国とで権限の大きさが違うということがあります。それはどうなのでしょう。

今本委員（委員会・淀川部会）

水利権を与える側のことについては、ワーキングでは検討しておりません。河川整備計画をどこまで書くかということに尽きますね。そういうことに触れるのがこの流域委員会の仕事としてふさわしいのかどうかということになると思います。

私はやはり、なるべくスリムな形でまとめたいと思います。あまりいろいろ書きますと、肝心なことが薄れてしまうのではないかと思います。

荻野委員（淀川部会）

水利権の許可問題や地下水の問題は、今後、我々が河川管理者に何を期待するかということに関わっている問題だと思います。すなわち、淀川に関わる河川管理者に、どんな権

限が与えられて、何を期待するかということです。

例えば、地下水と表流水、河川水の利用のコンパティブルを考えるとすると、どうなるかですね。それから、河川管理者が許可を与えるそれぞれ利水部門、農業用水、上水道、工業用水、発電用水について、水系一貫管理の観点から淀川本川のものだけでよいのかどうかということがあります。

一級河川でも、京都府や三重県が管理する区間もあるわけです。ただ、そういった問題を広げて全て議論し始めると、かなりやっかいな問題になるかと思えます。

水質汚濁の問題についてもお指摘がありましたが、これが河川管理者の業務、或いは期待される業務だとすれば、当然、言及しなければならないことであろうとは思えます。

今、今本委員がおっしゃったように、一応、この辺のところでは折り合いをつけたらどうだということが、今回のとりまとめ骨子の案であろうかと思えます。

河川管理者の機能と期待されるべき権限はどういうことだということを、少し議論をした方がよいかと思えます。

寺田部会長（委員会・淀川部会）

私も水需要管理ワーキングのメンバーの 1 人なので、私が意見を言うのもおかしいのですが、ワーキングの方ではまだ議論過程で、骨子は今本委員の方でお作り頂いた案であって、まだ作成過程です。

先ほどの水需要管理協議会の設置についても、どういう権限を持たせるかというところまではまだ踏み込んでいないのです。これまでと違った、既にあるものがあまり機能していないのかどうか分かりませんが、それとは違ったものを提案する以上、どういうところを一番の権限の中心にして何をやらせるかということ、やはり明確に決めないといけないだろうと思えます。

それから何よりも、水需要管理というのは、今回、根本的な理念転換の大きな柱として言っているわけです。従って、その核心は何だということを知りやすく、ここが今までと違うのだというところを、もう少し明確に言う必要があるだろうと私も考えています。

あとは、節水を基本とした水政策で、具体的に何ができるか、何をやらなくてはいけないかということも、かなり大事な部分だということですので、また後ほど議論をお願いしたいと思います。

それでは、水位管理の方のワーキング、ご報告、問題提起をお願いします。

榎屋部会長代理（委員会・淀川部会）

水位管理は、水位管理ワーキンググループの中間報告についてという資料があります。これは、内容的には非常に具体的な話ということになります。パワーポイントの資料がありますので、それを見ながら説明したいと思います。

内容的には、琵琶湖の水位管理と瀬田川洗堰の水位操作に伴うもの、それから、淀川水系の各ダムでの水位の操作の問題、それから淀川大堰の水位の操作、この 4 つがあります。

先ほど今本委員からも、最近湧水が多いという話が出ましたが、これは昭和 57 年から平

成 3 年までの琵琶湖の水位の変化です。これは現状の水位管理操作規則による水位管理の問題です。これは、平成 4 年から平成 13 年で最近非常に渇水の傾向が多いという話が出ていましたが、渇水が発生しているということです。

その結果を分析いたしますと、6 月頃を境にして、平成 4 年以前と以後で水位のあり方がかなり違っている、特に琵琶湖の水位が低くなって渇水気味になっているということは、先ほどの今本委員の話にもあった通りです。これを 5 月から 10 月まで見ますと、こういう形になるということです。この結果、琵琶湖の漁獲量がどうなったかということを見ますと、水位規則の変更があった平成 4 年以降、非常に下がっています。それ以前にも徐々に下がりつつあるということです。琵琶湖総合開発計画によって、湖岸はだんだん減らされて、少しずつ減ってきた。そして、平成 4 年の水位操作規則変更がその総仕上げをした。琵琶湖部会の西野委員の言葉によればそういうことになります。

これは水位低下と産卵等の関係を示したものです。1996 年と 1964 年の 2 つありますが、1964 年はこういう水位をしてしました。その当時は、稚魚がたくさんいました。ところが、今はだらだらと少なくなっているということです。その結果として、フナ等の産卵が抑制されているということです。これは、卵と稚魚という 2 つの違いがありますが、そういうことで、この辺りで卵が見られないということですから、これはやはり水位が悪い影響を与えているのではないかとということです。

これは琵琶湖水位のシミュレーションの結果ですが、これが明治時代、それから琵琶湖総合開発以前と、それをしてから後というのと 3 ケースのシミュレーションをしたわけです。琵琶湖総合開発後は、いろいろその時の状況にもよりますが、非常に現状の水位よりも下がっているということです。こういう点からは、瀬田川の洗堰というのは絶対必要ではないかということになります。

水位シミュレーションをして、南郷洗堰の設置以前と、現況の河道で洗堰がない状態にすると低くなるということです。琵琶湖総合開発以前で、しかも、これは「洗堰どんつけ」と言っているようです。洗堰を最低位にした場合でも、1m くらい低くなります。ですから、やはりここで水位調節は必要ですということになります。

このスライドも降水量とフナとの関係です。

それで、琵琶湖の水位管理を変更するのにどういうことが要るかといいますと、生態面と利水面、治水面、この 3 つをいろいろ十分検討して、本当に変えるべきか変えざるべきかということを十分検討した上で、関係箇所と合意をして、それで水位を変更するべきであろうということになると思います。

それで、操作規則の手續というのは、瀬田川の洗堰ですと、これだけの関係箇所がありまして、このおのおのについて、皆さまの合意を得なければいけないと思います。それから、これはダムの場合ですが、一庫ダムの場合もこれだけのところと合意をした上で、操作規則を変えなければいけないということですから、やはり変える前後でそれ相応のメリットがなければ、なかなか変えられないということになるのではないかとこのように思います。

これは、瀬田川の洗堰の操作と流量制御で淀川にどういう影響があるかということを検

討したものです。ここに鶴殿地区、楠葉地区、水無瀬地区とあります。この辺は冠水するところがあるところですが、これは紀平委員から情報提供をして頂きまして、検討したものです。楠葉の地点について解説したいと思います。これは楠葉地点の断面と水位ということで、2000年4月14日から6月1日までの間を拡大したのですが、これが楠葉地点の断面図ですね。それから、洗堰の流量がこの時点で変わって、その時に宇治川の水位がどうなったか、楠葉地点の水位がどうなったかという推移をしますが、洗堰の流量がふえるに従って楠葉の水位が上がります。そうすると、ここの部分が冠水します。それで、これを閉めて流量を減らすとここが下がるということです。問題は、ここのところで冠水するのは非常によいのですが、ここを下げる時にゆっくり下げられないかということです。ここを急激に下げると魚が死んでしまうという問題があるわけです。これは、水位が高くなった時に魚がどんどん入ってきているという状況です。ところが、今先ほど申し上げましたように、水位が急に下がると、こういうふうに魚が死んでしまうということになるので、この辺で瀬田川の洗堰の水位操作を変えてもらう、ゆっくりしてもらわなければいけないのではないかということで、今、琵琶湖工事事務所の方で検討してもらっているという段階です。

これは、高浜地点の水位変動、これは豊水年のものですね。豊水年は高くなりますから、冠水し得るということです。これが楠葉の水位です。これは平成4年以降の豊水年です。それから、平水年でも冠水します。渇水年ですと、これが非常になだらかになりますから、こういう時にどうするかというのは、琵琶湖の水位とこの水位の関係とをよく検討した上で、洗堰の操作をよく考えてやらなければいけないということになるのではないかと思います。

これはダムの水位と流量の関係ということで、一庫ダムの水位の関係です。それから規定の水位です。それから、相対的な水位がありまして、これが平成12年ですが、非常に低い状態です。赤が流出量で、流入量が青ということになります。青蓮寺ダムの場合はなだらかなります。これが規則による水位変化で、これが現実の水位変化ということです。やはり、放流量と流入量というのがあります。一庫ダムの流況を分析しますと、赤いのが放流量、青が流入量ということです。それから、青蓮寺ダムの場合は、放流量が赤で流入量が青で、大体、放流量と流入量が平均しているということが言えるのではないかと思います。

これは平成13年の一庫ダムの貯水池の運用状況です。これが青蓮寺ダムの平成13年の運用状況ということです。これは比較的水の豊かな時ですが、放流量と流入量がほぼ平均していると、同じような状況になっているということです。これも青蓮寺ダムですが、平成13年度も流入量と放流量がほぼ同じになっているということです。こういう点からいって、流入量と放流量をいかにうまくコントロールするかというのは非常に難しいといえると思います。先ほどありましたように、放流量が多くて流入量が少ないとか、流入量が多い割に放流が少ないとかいろいろありますから、それぞれに応じて、最適な運用ということに非常に苦労しているということです。

これは真名川ダムで弾力的な管理試験というのをやりまして、これが水位操作規則に伴う変化図ですが、この時点からずっと下げていって、このような管理をしようということ

です。この間でこの水位の幅を 2m 活用しよう、この範囲では水位の幅を 1m 活用しようと、そういうようなことを決めて、いろいろテストをやっているわけですが、その結果を説明します。これは、活用した放流中の河床の面積の変化で、活用放流中はこれだけ面積が増えて、2 週間後にはこれだけ減りますというものです。この結果、アユのはみ跡が見られたということです。

これは、試験をしない場合の水位の状況です。それから、これは管理試験をやっている時のもので、かなり水量が多くなっているのが見られると思います。各ダムについて、こういうようなテストができるかできないかというようなことを、やっていかなければいけないのではないかと思います。先ほど今本委員のお話の中で、環境用水という話が出ていましたが、こういったことを十分検討して行って、できるかできないかということをしていかなければいけないということになるのではないかと思います。

あと、淀川大堰の水位操作ということで、この資料の最後のところに水位操作の話があります。これは淀川環境委員会というのがありまして、紀平委員にワンド保全計画部会の部会長というのをやって頂いています。現在、いろいろなテストをやって、水質だとか、或いは水交換、そういった点で非常に効果があるというようなことが言われております。

それから、先日は汽水域での環境保全についても議論なされまして、その辺についても、これから少し検討していかなければいけないということです。ちょっと長くなりましたが以上です。

今本委員 (委員会・淀川部会)

今、いろいろとケーススタディーといいますが、ダムの状況についてのご紹介はお伺いしましたが、ワーキングとして何を提案されるのですか。

榎屋部会長代理 (委員会・淀川部会)

全部のダムが殆ど同じような管理操作規則になっていますが、そういうのはやはり、個々にいろいろと見ていかなければいけないのではないかと、或いは環境用水の確保のために、いろいろなテスト等をやっていかなければいけない、そういうことを提案しようということになっているのです。

今本委員 (委員会・淀川部会)

検討せよということは何の提案にもならないのではないのでしょうか。検討は当然しているわけです。

水需要管理の方からいいますと、環境用水を創出しないといけないということです。環境用水を創出するためにダムから放流しますと、それだけ利水量が確実に減るわけです。その問題を、減ってでもやるのか、魚には少々気の毒だが、やはり要るべき水は確保しておこうというのか、これを検討するのがこの流域委員会ではないかと思いますよ。

ですから、今、いろいろケーススタディーはよくわかりました。それをどういう方向に変えようとされるかというのが、お話の中にありませんでした。

榊屋部会長代理 (委員会・淀川部会)

そのプロセスを言ったのですが、例えば、琵琶湖の水位をひとつ変えるについても、環境だけではなくて、利水の問題、治水の問題がありますね。ですから、そういう理念を変えたらどうなるのかとか、そういうところも含めて十分検討して、変えていくということです。

今本委員 (委員会・淀川部会)

ですから、そういうところを含めて検討しなさいという提言では、何の回答にもならないということです。「こういう結果、こうしなさい」という提言でなくてはならないと思います。

榊屋部会長代理 (委員会・淀川部会)

今までなされていないようなことについて提案するのは、当然、提案したらよいのではないかと思います。

しかし例えば環境問題にしても、琵琶湖総合開発がなされていきましたが、そのデータの整理にしても殆どなされていない状況です。そういうモニタリングの問題等いろいろ課題があるのです。ですから、そういうのも含めて、河川の管理、琵琶湖の管理はこうあるべきでしょうということを言わないと、理念ばかり言っても具体的な中身が必要だと思いません。

今本委員 (委員会・淀川部会)

その中身がないのではないかとということを私は言っているのです。

榊屋部会長代理 (委員会・淀川部会)

例えば琵琶湖の洗堰の操作についても、今はただ単に水位を下けているだけです。ですから、それを段階的に下げる、或いは操作の仕方を工夫しなさい、そういうことは十分言えるのではないかと思います。

紀平委員 (淀川部会)

私は楠葉で魚の調査をずっとやっております。

先ほど、急に水位を下げるのが問題だという話がありました。また、京都南部洪水警報という形で、晴れているのに急に水位が上昇したりもします。上流で大雨の時は水を流さないとは仕方ないかと思いますが、できるだけ自然の現象に合わせた水位変化にして欲しいと思います。また、魚の産卵期の 4 月、5 月、雪解けの頃に余裕があるとしたら、天ヶ瀬、或いは瀬田川の堰を閉めるのではなくて、多い目に水を流してもらって、下流の方の魚が十分産卵できるような調節をするという形で具体的には考えて頂きたいと思います。いつもではなくても、少し水が余っていれば産卵期に合わせて流すということを実践的に

提案できたらと思います。

それから、琵琶湖とか天ヶ瀬ダムが放流する場合は、急に閉めなくて徐々に流して欲しいのです。急に閉められると、楠葉では1日で1m以上水位が下がるのです。OPでいいますと、楠葉の辺りで5から5.5の間くらいでしょうか、楠葉の辺りでどんと下がったら、水路ができて、水たまりができているところが急に本流から途切れるのです。非常にたくさん魚が取り残され、やがては死んでしまうという現象が起こるので、そういう時にはゆっくりと水位を下げて欲しいと思います。

有馬委員 (淀川部会)

環境用水の機能として、流水内の生態系に配慮、攪乱機能に着目、その2点を挙げられていましたが、その辺りを具体化するという点で、私はこの水位管理というのは重要な働きを持っていると考えてきました。

しかし、水際の魚のことばかり検討していたのでは、淀川全体の、または高水敷を含めた河川環境の復活、回復、その辺の視点が全く抜けてしまうと思います。水位操作をしたら魚が産卵するようになるということでしたが、その他の河川環境はほうっておけばよいということになるのではないかと心配します。

紀平委員 (淀川部会)

魚のことだけではなくて、時には、かなりの水を出水させて河川敷、高水敷に人工洪水を起こすということで攪乱を起こすことが必要で、そのことは河川の動植物にとっても大切なことだと思います。魚だけの話では決してありません。

榎屋部会長代理 (委員会・淀川部会)

本当は魚だけの話ではなくて、植物の話とかいろいろあるのですが、取り敢えず今の段階では、これくらいです。別途、植物に関しても、また有馬委員からいろいろと知恵を借りて、その辺の水位管理のあり方を提案していきたいと思います。

有馬委員 (淀川部会)

先ほどの水需要管理のワーキングとも関連すると思います。

湧水に負けないしたたかなまち、さらには、水位管理をするということで、川の環境も回復していくという壮大な考え、試みのところへ、私は中水の利用というものを検討項目に挙げる必要があるのではないかと考えています。

両方に関係すると思いますので、注文ですが出しておきたいと思います。

榎屋部会長代理 (委員会・淀川部会)

この水位管理の問題というのは、湧水、利水、治水、それから環境も全部絡んで、本当はそういう理念があって、それに基づいて具体的な中身ということになってくるのではないかと思います。本当は上位の理念というのを明確にして、やはり水位管理もこうすると

いう流れが一番よいのではないかという気が私はします。

先ほど今本委員からいろいろご意見がありました、具体的に水位管理というのを議論していますと、具体的な中身に入り込んでしまうというところは確かにありますね。

寺田部会長 (委員会・淀川部会)

水位管理については議論するところが多いので、後から議論しようと思っていました。

山本委員 (淀川部会)

ワーキングの方のお話を伺っていて、例えば楠葉の魚の産卵に配慮した水位管理ということをやってみようというようなことが話されていたと思います。

急激に水位が上がるのは、魚は大丈夫だが、人間の側としては危ないですね。安全度をどこまで許容できるかというようなお話もあったと思います。それから、徐々に水位を下げていくと、その分無駄な放流がなされて、利水面での安全度が低下するというようなお話だったのですね。

そこら辺は実験というようなことをしてみないとわからないのかも知れないのですが、やってみないとわからないこととはいえ、計算上、どこまで許されるのかというような具体的なことというのは、ワーキングの方ではどのように進んでいるのでしょうか。

梶屋部会長代理 (委員会・淀川部会)

今までは、いろいろこういう検討の中身を詰めているという段階ですが、例えば琵琶湖の水位管理にしても、6月15日にマイナス20cmまで下げますね。しかしそれは魚から見れば、遅らせた方がよいという話があります。そうすると今度は、逆に治水の安全度は下がるわけですね。

ですから、その辺はやはり、危機管理等も含めて、雨がたくさん降った時とか濁水の時とか、そういうケーススタディーで、シミュレーションを一度十分やらしてもらおうと私は考えています。

山本委員 (淀川部会)

シミュレーションというのはやはり年間を通してフォローしていかななくてはいけないことですね、長期にわたって。

水需要管理のワーキングでは、水需要管理協議会の設置ということが言われています。これは濁水調整協議会等の、既にあるものが臨時に設置されるというか、濁水が予想される場合に、目前に濁水の可能性が迫ってきてから設置される各機関等の集まりであると聞いています。そうではなくて、常設とまでは書いてないのですが、日常的に協議会というものを設置されてより強い指導力とか調整力を持つ会をつくろうということで理解しています。同じように水位管理についても、ここに含まれるのかどうか分かりませんが、そういった常設の、関係者等が話し合える場というのも必要なのではないかと思います、どうでしょうか。

榊屋部会長代理 (委員会・淀川部会)

そういうのがあればよいのではないかと思います。

今のところは水位管理そのものというのは、例えば琵琶湖ですと操作規則で決まっていますね。ダムも決まっているわけですね。それを簡単には変えられないというのが実態だと思います。ですから、その辺はどうするかというのは、例えば今年は湯水になりそうですから、水位はちょっと上げて運用しましょうと話合う場ですね。

だが、いろいろと話を聞いていますと、例えば台風が 4 日後くらいに日本に来そうだという時に、その間に水位をどんどん下げるといってもなかなか間に合わない、或いは空振りになったら今度は逆に湯水になる、非常にいろいろな難しい問題をはらんでいるのです。その辺をどうすればよいのか、私も今のところはあまりアイデアはないのですが、十分検討はしていきたいと思います。

山本委員 (淀川部会)

素人の印象なのですが、何月何日に水位を下げ始める、何月何日に何 cm になるように向けて水位管理しているというような操作の規則というのを見てちょっと驚きました。例えば、ファストフードのアルバイトは何分間温めて、ありがとうございましたというお礼の言葉、ついでにポテトはいかがですかという言葉まで決められていて、だれでもできることです。

そういったマニュアルからもう一步踏み出して、機械ではないのですから、たくさんの人間が集まって知恵を出し合ってやれることというのは、臨機応変にやれるのではないかと思います。操作規則がきちっと厳密に何月何日何 cm ということが決まっていない状況というのは、責任問題とかたくさん出てくると思います。しかし、そのこのところをこれからはもうちょっと何とかならないかなと思います。硬直した組織的なやり方ではなくて、というようなことはずっと望んでいるのですが、いかがでしょうか。

今本委員 (委員会・淀川部会)

水需要管理協議会の常設設置がどうかというお話がありましたが、水需要管理ワーキングでイメージしているのは常設です。当然、名称にちょっとこだわりがありますのは、水需要管理だけではなく、当然水位管理も全部関係してくるわけですね。ですから、水需要管理協議会という名称がよいのかどうか、これはわかりません。水位管理について当然どうあるべきかを協議していく場、これは恐らく 1 つ 1 つ別個につくるのではなく、それらを包括したものがよいという気がします。これはまた、委員会なりこの部会で検討して頂ければよいと思いますが、少なくとも私は常設でふだんからいろいろなものを検討するというのをやって欲しいと思います。

いろいろな人を入れて、しかもそれを公開するというのが、これまでとはかなり違っていると思います。

荻野委員 (淀川部会)

水需要管理の方は、主として流量がベースにあって、流量でコントロールしていこうというわけですね。今の水位コントロールということと、流量コントロールの両方でコントロールするとなると、淀川本川にもう 1 つ堰がないと流量も水位も両方のメリットを満足させるのは非常に難しいと思います。調整容量を淀川中流のどこかに置いておかないと、水位と流量が同時に満足できないのではないかという気がいたします。

ただ、水位コントロールということからして、洗堰や淀川大堰、その他のダムの操作管理にメスを入れて、操作管理規則と操作管理実績をきちりと関係者の目に明らかにしておくということは非常に大切だと思います。

但し、非常に難しいです。例えば、洗堰にしてみると、琵琶湖の水位を下げようとするればどうしても淀川の水位が上がるわけです。逆に淀川の水位を下げたいと思えば洗堰を閉めなければいけないわけです。ですから、淀川の管理目標水位と琵琶湖の管理目標水位とが必ずしもきちん一致しないことが起こります。水位管理ワーキングの報告のところでもう一步進んでそういう矛盾点をどのように解消しようとしているのかに言及してもらいたいと思います。

梶屋部会長代理 (委員会・淀川部会)

私も、水位管理がどういう形で決まっているか、今までよく知らなかったのですが、そういうことで皆さまにそういう議論を頂いて本当に方向として望ましい方向、どうすべきかということ議論して頂ければありがたいと思います。

先ほどの山本委員のお話で、水位がこんな形で決まっているとは知りませんでした。恐らく一般の人は皆さま、どなたもご存じなかったと思います。やはりこういうことを認識することが大事ではないかということで、提示したということです。

しかし、人間がつくった規則というのは当然変えるべき時は変えるべきだとは思いますが。もちろん、その場合にいろいろ責任とかいろいろな問題があります。

重なりますが、6月15日に全てのダムも琵琶湖も含めて同じようにマイナス 20cm にしなさいという水位管理がよいのかどうかということは、やはり十分議論する必要はあると思います。恐らく私は、やはりダムの特長やその年の気候等も含めて本当は変えるべきではないかと考えているのですが、その辺が本当に実現できるかどうかというのは問題提起しなければわからないという気はしました。

紀平委員 (淀川部会)

先ほど、山本委員に誤解を与えたのではないかと考えています。実は、人工洪水を起こしたらどうかという話をしたので、洪水というのは人にとって大変なことだと思われてのご発言があったと思います。

実際に淀川ではこの 10 年以上、高水敷に水は上がっていません。台風が来ましたが、全く淀川の高水敷には水が上がってないのです。今年 7 月 20 日に来た台風 6 号の時でも、瀬田洗堰の操作によって 0P7m くらいしか上らないのです。

ですから、今のところ人工洪水を起こすと言っても、高水敷に乗るような水を流す実験というのはできないのではないかと思います。私が言っているのは、水位の低いところ、平水位のところから高水敷まで本当は上がって欲しいのです。要するに水辺移行帯といわれる場所です。こういうところが生物にとって、動物も植物も非常に大事なところ、川の生き物が産卵したり植物が生えていたりする場所なのです。水が余っていれば、高水敷に水を乗せるようにして欲しいのです。特に、産卵期には水を上げて欲しいと言っているわけで、人工洪水というのは実験的に、もしやるとしても、高水敷には水を上げることはできないのではないかと考えています。

寺田部会長（委員会・淀川部会）

水位管理のワーキングは、今本委員からも問題提起されましたが、水位管理のワーキングからは他のワーキングに対して問題提起をしてもらわないといけないと思います。ですから、水位管理の視点からいけば、例えば水需要管理に関連のある部分について自分たちのワーキングではこういう考え方ができると思うのだがどうなのかといった指摘をして欲しいと思います。水需要管理ワーキングとボールを投げ合わない、縦割りのワーキングになってしまいます。縦割りのワーキングでは、意味がないのですね。やはり横の連絡をしないといけないので、水位管理ワーキングは他のワーキングに関係がありそうな部分について、どんどんとボールを投げてもらわないとワーキングの意味がなくなります。その辺を各ワーキングでも気をつけなければいけないと感じました。

それでは、ダムワーキングです。これは、それほどの回数をしておられないと思いますが、田中委員の方からお願いします。

田中委員（淀川部会）

まだ2回しかワーキングは開いてないのですが、第1回目では今までダムを、集中的にあまり議論をしてこなかったという背景も踏まえまして議論しました。つまり、ダムは、産業・経済発展のために大きく寄与してきた、資源供給してきた。その一方で、ダムのもたらしてきた問題点もあるだろうということ。それから、現に淀川流域に計画されている4つのダムもどこまで踏み込んで議論していくかというようなことを1回目で議論したと思います。

もちろん、資料1-3の第1回ダムワーキングの44ページから45ページにも書いてありますように、いろいろ問題点等も出て議論したところです。

第2回目には、ケーススタディーとして流域のダムを1つ取り上げて議論していこうということになりました。その1つとして滋賀県高時川の上流に計画されております丹生ダムを取り上げていこうということだったのですが、丹生ダムの資料が出てこず、議論ができなかったということです。

そのかわりに、もう一度基本に戻って今までのダムを議論してみようということで、例えば堆砂の問題、或いは富栄養化の問題、ダム操作の問題、地域性の崩壊の問題、いろいろなことを議論にしたわけです。

丹生ダムにつきまして、どういう背景で詳しい資料が出てこなかったか、もし差し支えなければ河川調査官から報告してもらえればと思いますが、いかがでしょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

私がお伺いしている範囲では、第 1 回目のワーキングでダムについての全般的な話とケーススタディーということで丹生ダムを取り上げるというお話がありましたが、第 2 回目のワーキングで丹生ダムについてのご説明ができませんでした。それについては、ダムワーキングの時にも、その事情をご説明させて頂いたのですが、すごく簡単に申し上げます。

河川整備計画の中でダムというものを考えていかなければならない時に、この丹生ダムというのは 1 つの特徴を持っています。それはダムの下流にある姉川・高時川の治水計画については、滋賀県が計画をつくるということになっています。滋賀県の方からは現段階では、例えば流域委員会に対して、流域委員会との考え方と必ずしも一致しない形の意見が滋賀県の知事から出てきているということです。

そういう状況の中で、丹生ダムについてのご説明がしにくいので、引き続き滋賀県と近畿地方建設局で丹生ダムについて検討していくということと別途ケーススタディーという形でどこか他のダムについてご提示したいと申し上げました。ただ、そのダムについてはちょっと考えさせて下さいということをご報告させて頂いたところです。

田中委員（淀川部会）

ありがとうございます。そういう経緯を踏まえまして 2 回目は終わったわけです。しかし、今後、既成のダムについてもいろいろな問題点をどうクリアしていくか、或いは淀川部会で提言しております「ダムは原則的に認めない」という論点も、どうやってきちっと理論付けていくかという課題も残されていると思いますので、次回から皆さまの専門の委員で議論していくという状況です。

寺田部会長（委員会・淀川部会）

ダムワーキングについては、また後ほど議論をさせて頂くということによろしいですか。順番に治水から始めたいと思います。

それでは、一般意見聴取のワーキングについてお願いします。

塚本委員（委員会・淀川部会）

概要については、資料 1-3「委員会 WG 結果概要」の後ろに載っています。先日、はじめてワーキングを持ちました。まずリーダーと補佐する委員を皆さまで決めさせて頂きました。

資料にある通りいろいろな意見が出たのですが、この流域委員会が最初にできた頃から共通しておりますのは、ご意見を出される住民や各団体の方たちの実態はどうなのだろうということをもっと知っていこうということです。法律の専門の方もおられて、アメリカのアセスメントの事例や、たくさんの情報を集めて下さっています。しかし、淀川流域委員

会というのは、やはり日本のこの淀川の特性を生かした、今後に対してのありようが大事ではないかなと考えています。

先ほど、委員の方たちのお話を聞き、各ワーキングで非常に共通しているところ、或いは違いを聞かせてもらって、これこそがある意味では意見聴取の大事なところではないかと思いました。というのは、今日はちょっと間に合いませんでしたが、河川整備計画ができて、これを本当に実体化していくのは何なのかということは、恐らく先ほど今本委員が言われたような協議会をどう持つか、それから先ほど水位管理ワーキングで言われたように、実態を全部踏まえて、どういう方向でどういう仕組みでやっていったらよいかということまで関わってきますので、それを拡大していけば多分意見聴取の中にも入ってくると思います。ですから、今後は、皆さまと調整しながらできるようにしていきたいと思っております。

簡単ですが、以上です。

川上委員 (委員会・淀川部会)

1 回目の一般意見聴取のワーキンググループで幾つかポイントがありますので、少し補足したいと思います。

まず、今後の河川整備計画についての一般住民の方々との合意形成をどう図るかということであろうかと思えます。それで、この委員会には一般住民の方、自治体、様々な行政、それからいろいろな市民団体からも非常にたくさんの膨大な意見が寄せられているわけですが、この寄せられた意見について個々の委員、或いはワーキンググループ、この委員会・部会におきましても、十分な検討を加えたわけではありませんし、また、個々の意見についてこちらの委員会の見解を示したわけでもありません。

寄せられた一般からの意見というのは、ある意味ではラウドマイノリティーではないかと思われま。もっと広くサイレントマジョリティーと言われている多くの人たちからの意見を、無差別抽出のような形で聴き取る必要があるのではないかという意見も出ております。場合によると、私たちワーキンググループのメンバーが街頭に立って、通行する人々からヒアリングをするようなことも必要なのではないかという意見も出ております。

もう1つのポイントは特に、これから社会の中心になっていく若い世代の意見を取り入れる手法を検討すべきであるということがテーマとして挙がっております。これらの問題、なかなか難しい点を含んでおりますが、今後の委員会の方向の中に取り入れていくべき重要なポイントであると思えますので、真剣に検討していきたいと考えております。

寺田部会長 (委員会・淀川部会)

一般意見聴取の部分も今日の審議事項の4番でちょっと冒頭に申し上げましたように、現地対話集会での反省も含めて少し皆さまで議論して頂きたいと思えます。各委員の皆さまからのご意見は後ほどお出し頂きたいと思えます。

最後は水質ワーキングですが、このワーキングに所属するのはこの部会の中では川上委員だけですが、これはまだ開かれてないのですね。

川上委員 (委員会・淀川部会)

まだです。

寺田部会長 (委員会・淀川部会)

来週が第1回でしたか。ということで、何かコメントすることがあったら言っておいて頂いたらいかがですか。こういうことを当面議論しようと思っているという個人的なご意見でも結構ですが、どうですか。

川上委員 (委員会・淀川部会)

先ほどからの議論の中でも出てまいりましたが、水質のワーキングというのは、水需要管理ワーキングの中でというお話だったのですが、やはり専門的な分野でもあるので、独立しようということになったわけです。

とはいうものの、この水質の問題につきましても、水位管理、水需要管理と大変密接な関係を持っております。しかも、時間が非常に限られているという中で、何回ワーキングが開けるかどうかわからないのですが、当面、現状の把握ということから入って行って、そして個別の水系といたしますか、流域、そしてその流域の抱える汚濁発生源ということについて検討を進めていくような順序になろうかと思えます。

今はまだ開かれておりませんので、あまり詳しくは申し上げられませんが、そういうところ です。

寺田部会長 (委員会・淀川部会)

先ほどから何度か出てきています最終提言作業部会ですが、今本委員に座長をやってもらっているので、今後のスケジュールは先ほど申し上げたと思いますが、ちょっと説明をしておいて頂けますでしょうか。

今本委員 (委員会・淀川部会)

この流域委員会の中間とりまとめの段階では、委員会からのとりまとめと各部会からのものと並列してありました。これらを一本化しようということで最終提言作業部会がつけられたと理解しています。

現在は、各部会の内容、一般から寄せられた意見、河川管理者からの質問、そういったものをひっくるめて、庶務の方で整理してもらっている段階です。そういうものを見ながら、またある程度新たな視点から再整理して目次の構成からやり直そうという作業をやっている段階です。

これにつきましては、できるだけ皆さま方の意見をお聞きしたいと思います。どれだけの分量になるかわかりませんので、皆さまの意見を取り上げられるかどうかはわかりません。しかし、是非お聞きしたいと思います。最終的な案ができて、これについてどうかと意見をお伺いするのではなく、途中の段階のプロセスからできるだけ資料を公開しますの

で、ご意見をお寄せ願いたいと思っています。

寺田部会長 (委員会・淀川部会)

後ほど、議論して頂こうと思っています。資料 2 - 2 と 2 - 3、それから資料 4 があります。資料 2 - 2 は最終提言に盛り込む目次の案です。

それから、この目次案の目次項目に従って、中間とりまとめでの各部会と委員会での主な意見がどのように違うか、それから一般のお寄せ頂いた意見の整理を庶務の方でもらったのが資料 2 - 3 です。

あと、資料 4 というのは、後ほど河川管理者の方から少し皆さまの理解を再確認する意味で、少しコメントをしてもらおうと思います。河川管理者の方からいろいろ問題提起をして頂いた中身で、必ずしも皆さまの理解が一致しているとは思われないようなことになってきつつありますので、特に治水の関係で大事な部分を少し説明をして頂こうと思っています。

休憩を挟んでこの資料 2 - 2 と資料 2 - 3 について、順番に議論をやっていって頂こうと思います。よろしくお願いをしたいと思います。10 分休憩させて頂いて、3 時半から再開させて頂きます。

庶務 (三菱総合研究所 新田)

それでは 3 時半の 1 分ほど前に、皆さま、席の方にお戻り頂くようよろしくお願いいたします。

[休憩 15 : 20 ~ 15 : 30]

庶務 (三菱総合研究所 新田)

それでは、只今より審議を再開いたしたいと思います。寺田部会長、よろしくお願いいたします。

寺田部会長 (委員会・淀川部会)

それでは、資料 2 - 2 は最終提言の項目目次案ですが、目次案というところが 2 つに分けてあると思います。右側の欄に入れていますのは中間とりまとめで設けられていた項目で、今回の最終提言の目次案に盛り込むかどうかを検討する必要があるのではないかという項目を参考に書いてあります。

何もこれに拘束されるわけではありません。ここに書いてあること以外でも、独立に項目を設けて最終提言に盛り込む必要があるということがあれば、部会から意見を出せばよいと思いますし、またこの目次案として出ています項目の中で不要な部分、もしくは項目の立て方がおかしいという部分についても、各部会で検討して意見を出そうということになっていますので、項目についての皆さまに議論して頂きたいと思っています。それからその中身については、資料 2 - 3 の方です。

資料 2 - 3 は、この目次案の項目に従って、主要な論点と、それから委員会及び各部会で

どのようなことを中間とりまとめとして記載をしたかということが簡単に書いてあります。一番右側のところには、これまでお寄せ頂いた一般の皆さまからのご意見の主なものを並べてもらっております。こういうものを参考にして頂いて、先ほどの議論の続きですが、主な論点について皆さまでもう少し議論をして深めて頂きたいと思います。その検討、議論に先立って、これまでの問題提起の中で必ずしも理解が確定してない部分が少しあるようですので、再確認の意味で少し説明を河川管理者の方からして頂きます。よろしくお願いいたします。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

この委員会が始まって以来、洪水対策につきまして、機会あるごとに説明してきたわけですが、多分、委員の皆さま方、或いは一般傍聴の方々も、もう同じことを聞きたくないということもあろうかと思えます。中間とりまとめの中でも文言として入っております、「洪水の壊滅的被害」という言葉につきまして、いろいろなとり方がなされているように私は思っております。若干誤解であるようなこともあると思えますので、どういう流れでその「壊滅的被害」というものを回避しようということを書いてきたのかというところを、もう一度ごく簡単にご説明したいと思えます。

資料 4 です。「繰り返えず破堤の輪廻からの脱却」という資料です。ご説明していきたいと思えますが、まず一番はじめ、我が国の近代治水事業は淀川改良工事によって始まったということで、これは明治 18 年の枚方での淀川の破堤を契機に始まったわけですが、どういうことをやったかという中身について 1 ページ目で説明しております。

そして、下の方に、淀川改良工事の大きなポイントとして 3 つ挙げております。瀬田川洗堰、それから毛馬水閘門の設置ということで、これは施設による流量調節ということです。それから、宇治川を巨椋池から切り離しました。従来は宇治川が遊水池である巨椋池に入っていたものを切り離したということで、連続堤防による河道の固定と、そして遊水池の消滅ということかと思っております。それから 3 つ目が、新淀川の開削ということで、ショートカットによって洪水をとにかくいち早く海の方へ流そうということです。この 3 点によって、現在の淀川は形づけられているということです。

最後の行ですが、これら工事に近代治水事業が目指した方向、即ち近代技術による淀川の制御をしようというところが見られるのではないかと理解しております。

2 ページ目です。淀川改良工事は明治 43 年に完成いたしまして、当時の住民は、高く、また丈夫そうな連続する堤防を眺めて、これで洪水被害を被ることはないだろうと安心したと思っております。しかし完成から僅か 7 年後、今度は右岸の高槻市大塚において淀川堤防が破堤、決壊いたしました。この破堤を受けまして、今度は大正 7 年から昭和 7 年にかけて、新たな淀川改修増補工事が実施されたわけですが、さらに堤防は高く構築されました。そして、高く、丈夫そうな堤防に引き寄せられるかのように、淀川沿川の湿地、或いは田畑は、次々と住宅とか工場にかわっていったということです。それからさらに 30 数年たちまして、昭和 28 年 9 月、13 号台風によりまして、今度は上流の宇治川が決壊いたしました。もしもこの宇治川が切れなかったら、淀川本川で三たび堤防が決壊したと思

っております。このように破堤は繰り返されてきたということです。

その次の段落ですが、破堤、目標流量の設定、目標流量を流すための河川改修、これは堤防のかさ上げや、或いは掘削による流下能力の向上等ですが、それを受けて住民が安心するということ、そして沿川の土地利用が高度化するということが起こってきました。河川改修によって、上流であふれていた水が下流に到達するということが、洪水エネルギーの下流に対する集中、増大、そしてまた未曾有の大雨が降ると、また破堤ということで、私はこのことを破堤の輪廻と呼んできたわけです。

この破堤の輪廻は、洪水エネルギーの集中、それから堤防がより高くなること、それから土地利用が高度化されるということによりまして、破堤を繰り返すたびに過去の破堤に比べてさらに大きな被害を生じさせるということです。どういう被害かといいますと、人命が失われますし、家屋が破壊され、そして電気や水道等のライフラインが途絶するということが、人工構造物である堤防の破壊によって壊滅的な被害を受けるのだと、そして受けてきたということです。この破堤の輪廻といいますか、或いはまさに構造的な問題を見直そうということで、破堤による壊滅的被害を回避しようということをしてきたわけです。

次、3 ページです。では、現状はどうかということですが、近代治水事業をはじめて 100 年以上たちました。確かに、氾濫頻度は少なくなりました。しかし、これはもう公表済みですが、淀川本川、宇治川、桂川、木津川、どこに対しても、全川にわたって極めて危険な状態である、破堤、決壊する恐れがあるということです。このような危険な状態の中で、非常に長く連なった脆弱な土の山の下で住宅が建って、地下街が広がっており、繁華街に人々が集まっているということで、洪水に対して全くというほど無防備な地域をつくってきってしまったということです。これまでの洪水対策、そして地域整備の考え方を根本的に見直す必要があるのではないかとということです。目標降雨を決めて、目標洪水量を連続堤と連続堤の間に押し込めて処理する、まさにこれは自然との全面对決ですが、そして地域は、洪水は河川の中で処理されるものだということで、洪水氾濫等想定もしないでまちづくりを進めてきたということです。

次の段落にいきまして、大雨という自然現象を人間が完全に制御することはできない、どのような大雨でも浸水しないようにすることなどは不可能である、浸水は受け入れざるを得ないという発想に立ち返らなければならないのではないかとということです。その上で、洪水に対してもろい地域から、しぶとく、したたかな地域に整備し直そうという趣旨です。そのためには、避難体制の確立ですとか、ライフライン対策、或いは地下街対策を急ぐべきです。また抜本的には、浸水を前提として浸水を織り込んだ土地利用に変えていく必要があるのではないかと考えております。また、建築基準の見直しも必要ではないかと考えております。

最後の 4 ページですが、このような対策をやっていく上での前提となるのが、やはり堤防の決壊、破堤の回避であろうと考えております。人工構造物である堤防が切れて、洪水エネルギーが破壊的に解放されるのか、そうではないのかということによりまして、地域が受けるダメージは格段に異なります。そういう意味において、破堤による壊滅的被害を

避けるようにしなければなりません。どんな大雨でも命まではとられない、或いは家屋は浸水するかも知れないが破壊はされない、ライフラインは途絶しないという安心が得られる地域整備に取り組んでいく必要があるのではないかとということです。

東海豪雨並みの大雨が降ったら危ないと言ってきたのですが、ひょっとするとこの 50 年間は降らないかもしれません。しかし、今年降るかも知れないということで、洪水を制御できるかのように洪水対策を行い、洪水に無防備な地域をつくってしまった私たちに、必ずいつか自然のしっぺ返しが来ると思っているということです。こういう考え方の中で、破堤による壊滅的な被害ということは最優先で避けなければならないのではないのでしょうかと言ってきたわけですが。他にも壊滅的な被害というのはいっぱいあります。しかし、何でもかんでもこれは壊滅的な被害だといって、それを対策しようというのではなしに、まさに破堤の輪廻の中における破堤による壊滅的な被害ということを最優先で、或いはいろいろな対策の前提としてやらなければならないのではないかとということを書いてきたつもりです。

それから最後のページですが、実はこの委員会の中でも、或いはまたこの前の八幡市におきます現地対話集会の中でも、「浸水や洪水を許容する」ということは一体どういうことなのか、そんな計画でよいのかというご意見があったと思います。「許容」とは辞書によると、許して受け入れることであるということです。一体何に対して、どこまでの浸水を私たちは許して受け入れるのでしょうか。現に、明治以降百数十年に及ぶ近代治水事業が実施されてきましたが、今東海豪雨並みの 500mm の大雨が降れば、必ずどこかで破堤し、破堤に対して無防備な住民、或いは地域社会は確実に大打撃を受けるということです。現状というのは、浸水を許容するとか、そういうことを言っているような状態ではなくて、いつどこで起こるかわからない破堤を甘受せざるを得ないような極めてもらい、安心できない状況にあるということ認識すべきであろうと思っております。

自然現象の大きな力の前には人間の力は微々たるもので、もしこの認識が共有できれば、いつまでたってもできるわけのない「河川を制御する」ということにこだわるのではなくて、河川に生かされるという発想に転換せざるを得ないのではないのでしょうか。「河川に生かされる」という発想にもし立つならば、洪水の大きな力に対して、柔軟かつしたたかに対応する方策に方向転換すべきではないのでしょうか。即ち、洪水氾濫は織り込み済みとした避難体制の整備であるとか、土地利用の誘導であり、そしてその前提となる壊滅的な被害だけは回避するよう優先とした河川整備への方向転換ではないのでしょうかということです。

「ある程度の浸水は許容する」という言葉をいろいろなところで聞かされるのですが、「河川に生かされる」という発想からは、ここまでなら許すという不遜な語感を持つ、浸水の許容という言葉が出てくる余地などは全くないのではないのでしょうかというのが私の考え方です。

寺田部会長（委員会・淀川部会）

今の部分はこれまで何度か説明もしてもらっている部分でしたが、再確認の意味で説明

をして頂きました。説明して頂いた部分は、資料 2 - 3 の 1 枚目の項目目次案でいいますと、5 - 1、治水・防災というところの「(1) 洪水 洪水防御の基本的対応」という部分に相応します。まず、この辺から入りたいと思います。

ワーキングとしては、ダムワーキングが関係するのだらうと思います。今の河川管理者の説明部分に限定しません。主には、この治水という部分での最終提言の目次案の項目と、それから盛り込むべき基本的な内容の部分について、委員の皆さまの方から意見をお出し頂きたいと思います。

荻野委員 (淀川部会)

目次案に是非 1 つつけ加えて頂きたいことは、この河川整備計画を立てる河川管理者の業務内容、責任、或いは守備範囲について項目を設けて頂きたいと思います。

今、宮本所長のお話を聞いて、非常によくわかったのですが、淀川の本川を管理する河川管理者の立場と、本川以外の水を管理する行政の仕組みがあるわけですね。大阪府とか、京都府とか、三重県とか、それぞれの管理区間内の治水対策を考えて、市民のために、或いは府民のために行政サービスをきちんとやっているわけです。そういう各都道府県が行う治水対策と、淀川本川の治水対策とがきちっと整合性がとれているかどうか問題です。

確かに、淀川本川の破堤が壊滅的被害を与えることは間違いないのですが、だからといって地域の浸水は我慢しなさいというわけにはいかない。各都道府県では治水対策を、50mm 対策や 50 年対策という形で、浸水被害を小さくしようと河川整備計画を立てているわけです。それが何を意味するかというと、淀川本川に流入する全部の洪水を淀川に安全に流したいということです。ですから、淀川でそれらを全て受けて、なおかつ壊滅的被害をなくすということは原理的にはあり得ないことです。

そうすると、淀川本川を管理する河川管理者と、淀川に流入する河川を管理する管理者との関係がきちんとして整合性がとれていないと、計画は絵にかいた餅になろうかと思えますし、それぞれの立場上のエゴを突き合わせた話では、流域全体の治水対策ができ上がらないのではないかという気がいたします。

そのために、やはり淀川の河川管理者の守備範囲をきちんと最終提言のはじめに明確にしておかないと、きちんと軸足の据わった答申にはなりにくいのではないかと思います。

今本委員 (委員会・淀川部会)

私自身、宮本所長の説明に賛成です。しかし、個人の意見なのか、組織の意見なのかということが 1 点あります。

それと、荻野委員が言われた整合性をとることは、しばらくはできないと思います。むしろ、「淀川はこうするのです」、「河川ではこうするのです」という見本を我々がつくろうとしているのであって、今の段階で他の支川との整合性をとろうすれば、それは今までの河川整備計画の延長線にしすぎないと思います。ですから、今の段階で整合性をとることは不必要ではないかと思えます。

それから、この流域委員会ではいろいろなことを取り上げますが、当然全てを網羅する

ことができません。また、非常に重要なことが抜けてしまうことも起こり得ると思います。しかし、我々はそれを恐れてやっていたのでは何も進みません。治水というものに関しては、浸水を許容するというのが、確かに錯覚されて、少々の浸水までは我慢しなさいと受け取られてきたような気がします。これからの河川整備というものを、堤防は破堤しないようにしますが、あふれることはあるとして、堤防からあふれるということは、あふれた水で浸水するということが起こり得るのだということを認識して頂くことが必要だと思います。

ですから、例えば破堤の回避を優先したら、現在よりも浸水頻度が増えるというような意見がありましたが、これは全く誤解です。我々の考えは、「浸水しないこと」を目標にしてはいけないのだという考え方です。恐らく受け入れられるまでにやはり若干の時間がかかるのではないだろうかと思います。

そういう意味で、整合性をとりつつやろうとしたら一步も進みません。それを恐れずにやっていけば恐らく、これは全ての支川にも同じ考え方が通用すると私は思います。決して無理を言っているわけでも何でも無いと思います。これは原理原則で、ここを変更したら、この委員会は全く意味を失うのではないかということで、これは徹底的に議論しておいて頂きたいことだと思います。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

今の今本委員の話で全て言い尽くされているように思いますが、ちょっとかみ砕いて私なりに解釈してみたいと思うのは、荻野委員のおっしゃった点と関わりがあります。

つまり、淀川本流に入る以前のところと、淀川本流のところとのずれの問題を指摘されましたが、全ての支川が淀川本流へ入っていくわけです。そうしますと、淀川本流という受け皿が、「そんなもの責任持てません」、「覚悟しなさい」ということを言うのですから、支川の方も当然覚悟せざるを得なくなります。つまり、これは地震の問題と一緒に、こういう天然の状況というもの、人間が完璧に防ぐことはできないのですから、支川の皆さまが頼るほど責任を持ってないということを本流が言えば、支川の方もそれに従わざるを得ないのではないですか。ですから私は、宮本所長がおっしゃった考え方を押し通してよいと思います。

理論的には、今本委員の説明の方が説得力があるかもしれません。私は、一般の人に説明する時にはそう言わざるを得ないだろうと思います。支川の方は、調整すべきような立場にないと思います。支川から流し込む本流の側が、「安心してもらったら困りますよ」と言われれば、支川としても「安心できないのならこうしましょう」という形で対応せざるを得ないだろうと思います。

荻野委員（淀川部会）

今のご意見に反論するわけではないのですが、大阪府も、京都府も、各都道府県で河川整備委員会を設置しています。それぞれの委員会で、この河川については将来30年先にはこういう河川整備をやりたい、例えばまだ50mm対応ができてないので50mm対応にしたい、

ここは 50mm 対応が終わったので 50 年対策をとりたいとか、或いは 100 年対策でいきたいということが議論されています。

その時に必ず過去の洪水被害の実態が説明されて、こういう被害に対して未然に防備するような仕組みをつくらないといけない、そのためには河道を広げて、大きな洪水に対して大きな河川整備をやらなければいけないと、河川ごとに河川整備計画を立てて、河川整備委員会でそれを認めて、それを国土交通省の認可を得て、各都道府県が河川整備の年次計画を立てて、やっていくということなのです。

当然その洪水の増大は淀川本川が受け入れないといけません。「淀川本川には、そんなキャパシティーはありません。許可を与えません」としっかり言われるのでしたら、私も、なるほどよくやるなと思います。そうすると、都道府県はもう 1 回計画を練り直してフィードバックして、それぞれ多分いろいろなことをやるのだらうと思いますが、しかし現在のところはそういう方向には向かっていないように思います。

各府県の管理河川との関係は大事なことですから、河川管理の仕組みをもう少し現実の問題として進めてもらいたいということです。

塚本委員 (委員会・淀川部会)

後でまたお話しさせてもらいますが、一言言わせてもらったら、本来専門家とか学者というのは、ある新たな合理に対してどう取り組むかということが一番大事なことで、そのために知識を得、現状を知り、どうすればこの合理性ができるのかということのを発想することこそ、やるべきことではないですか。

それと、河川管理者だけでは絶対できないです。住民や皆さまと一緒にあって、実態づくりをこれからやらないと実現しないのですよ。

もう 1 つ、今までは河川管理者はあのようなコントロールの仕方をしてきたから、ある意味では最近肩身の狭い思いをして、言いわけばかりしなければならないのです。逆に、「こうしたら本来の川がこういうダメージを受けますよ」というのが、本来の河川管理者の気持ちにやはりなかったので、本当の意味で「河川管理者」ではないのではないかなと思います。

もう 1 つ、今までのこの 3、40 年で住民自身が、「水は幾らでも使え、防災面では安全にするよ」と言われたために、本当に現状の認識がありません。

ですから、大事なことは、これから皆さまが今生きている、或いは暮らしている状況がどうなのかということを知っていくということでは、今出されたテーマというのは非常に大事だと思います。

今本委員 (委員会・淀川部会)

荻野委員の意見は、従来と同じだと思います。確かに地方の中小河川は 50mm の対応を目標としています。ところが、50mm の対応が進んだ時に 100mm の雨が来た時にはどうなるのかということです。それに対して配慮をしようというのが、これからの新しい川づくりではないですか。

ですから、治水レベルを 50mm 対策なら 50mm まで高めたら、それ以上のレベルの雨が降っても、少なくとも堤防は切れないが、オーバーフローはするということを目指そうとしているのに、何故反対されるのか、正直言って、私にはわかりません。

ですから、今やろうとしていることは明らかに間違っているのです。50mm の対策が進めば洪水が起きないということではないのです。常に条件を設けて、これ以下のものに対しては対策をする、それ以上のことは知らないということではないのです。それ以上のことも起こり得るのです。これが大災害です。ですから、大災害の時に耐えられるような方式に変えようというだけで、これまでやってきたことが間違いであるということは一切言っていないつもりです。これは単なる誤解といいますか、錯覚だと私は思っています。

荻野委員 (淀川部会)

私は、「繰り返す破堤の輪廻からの脱却」、このことの論理は否定するものでもありませんし、これから新しい治水のあり方としては非常に卓越した見方であるし、こういう方向はすばらしい方向だと私も共通の認識として間違いなく持っております。

ただ、支川レベルで、或いは府県管理の河川のレベルではまだまだそういう方向に行つてなくて、従前どおりの堤防かさ上げ、引き堤、或いは掘削を一生懸命やらなければいけないのだということに終始しているのです。この辺を本川の河川管理者と支流の河川管理者の間できちんと整合性をはかって、府県の河川管理者もこれを受けて自分たちのやり方をもう一度考え直すという方向に向かっていただきたいと思います。ただ現在どこの府県も残念ながらそういう方向で河川整備を進めていらっしゃるようには思えません。逆方向でどこかで激突することになるので、なるべく早い段階で河川管理者の間できちんと話をして頂きたいということです。

今本委員 (委員会・淀川部会)

それは荻野委員の錯覚です。例えば、これからの川づくりというものは破堤回避を優先するからといって、堤防のかさ上げも一切してはいけない、拡幅もしてはいけないということは一切言っていません。必要なところは当然整備すべきです。

ただ、そうだからといって 50mm 対応だけ念頭に置いていたのでは、100mm の雨が来た時には役に立たないということです。ですから、50mm の対応を念頭に置いた計画でも、その計画で実施する堤防の構造において 100mm 対応も当然考えておかないといけないのではないですか。

田中委員 (淀川部会)

恐らく荻野委員が言っておられることも、今本委員が言っておられることも、それなりにちゃんとした理由で正しいと私は思います。

ただ、現実の問題として、例えば今までも地方自治体、各都道府県、旧建設省も河川整備については会合を持って、今後どういう川づくりをしていこうかと話し合う場というのは当然あるのです。ですから、これからも、そういうシステムの中でどんどん変えてい

こうという計画ももちろん出てくると思います。

その中で、丹生ダムにおける滋賀県の「淡海の川づくり」というものと、この流域委員会で提出している「河川整備のあり方」と矛盾しているところが出てきているということは、やはり荻野委員が心配されている1つの問題の表れであると思います。

滋賀県としては過去のような、何十年何百年の水害を予想して高水量を決めるという従来の方針が、知事から委員会への意見提出となっていると思います。

これからは国土交通省、地方自治体が河川管理の整合性をどうしていくか、1つのよい例ではないかと思えます。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

実は、これは都道府県だけではなくに直轄の川でも、恐らくこういう理念の転換をやるようとしているのは、淀川がはじめてではないかと思えます。そういう意味において、先ほどの私の説明が国の組織として決めたことなのかどうかと、今本委員が質問されましたが、国土交通大臣が判をつけて、「これでいきましょう」ということには現在なっていません。

しかし、淀川水系流域委員会は、変えていかなければいけないものであれば変えていったらよいではないかということでスタートしているわけですから、私の意見というのは淀川工事事務所長としての意見で言っています。

しかし、これはこの2年間、我々のこの河川管理者内部においても何遍も議論していますし、流域委員会においても議論しているわけです。この流域委員会でそういう方向で行くべきだということになれば、理念の転換として淀川から出していけばよいと私は思っております。

そしてまた、洪水対策だけではなくに、先ほど議論になりました水需要管理という発想も、これも大変大きな転換です。これも皆さま方のこの議論の中から淀川から変えていこうということでやっているわけです。従来の流れから違うようなことを転換しようと思うと、これは大変な摩擦とエネルギーが必要です。しかし、それはあえて淀川から、皆さまが合意できたらやっていこうというのが、今の状況ではないかなと私は理解しております。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

宮本所長は遠慮されておっしゃいましたが、国土交通省で河川管理をなさっている方も何人かこういう考え方を本にも書いてらっしゃいます。ですから、単に宮本所長が独走されているわけではないと私は考えています。新しい国土交通省の中で生まれた思想だと思えます。

それから、先ほどお読みになった、「浸水を許容する」という文章の中にも「自然現象の大きな力の前には、人間の力は微々たるものである」と書いてあります。このことを認めたことは非常に大事なことなのです。つまり、自然を見直そうという現在の我々の姿勢に乗って頂いたわけです。従来は、自然を人間がコントロールできるという錯覚があったからこそ、水を管理するというのは安易におっしゃっていたわけです。そうでなくて自然の力はむしろ変に加減してはいけないのだと、極端に言ったらそういう考え方が出てきたわ

けです。ですから、そういう意味で、この考え方は大事なのだと思います。

先ほど田中委員が丹生ダムのお話をされましたが、ダムの見直しについても、やはり自然というものを多面的に考え直して自然をちゃんと見ていくと、単に人間が勝手に都合よく水を使うという発想ではいけないのだということともつながりがあると思います。ですから、この考え方は非常に大事だと思います。

寺田部会長（委員会・淀川部会）

この問題はいくらでも議論できるのですが、時間が十分ありません。ここだけで今日終わってしまうわけにもいかないです。本当はこれをもっと議論したいのですが。

私も意見を申し上げたいのは、「治水対策の基本的な理念の転換」ということで、先ほど河川管理者の方から非常に意欲的な意見がありました。もちろんこのご意見は以前から出してもらっています。しかし、流域委員会の方からもっと具体的に、もっと説得力のある内容で言わないといけない部分ですね。やはりワーキングや作業部会の方でも十分に検討してもらいたいと思いますし、部会からもやはり発信をしないといけないと思います。

そういう点では、私は2つほど問題があると思います。

つまり、これまでの基本的な治水対策の考え方を理念としてはこう転換しようというのは、先ほどの河川管理者のとりまとめ意見も、流域委員会の意見も基本的に同じような考え方だと思います。しかし、例えば、基本高水流量、それから計画高水流量を基本にして、いろいろの治水計画というものをつくってこられたわけです。法的根拠があって、河川砂防技術基準にのっとってやってこられたわけです。これを仮に全部ないものにして、先ほど言われたような、壊滅的な被害の回避を最優先課題にし、これを治水対策の理念として置くとした場合に、それでは一体具体的な治水対策の中で何が変わるのか、何を变えなければいけないのかということが、中間とりまとめではあまり具体的な説明になってないのです。

例えば、ダムのワーキングで、治水理念を転換したら、ダムによる洪水流量調節機能というものをどう考えるのか、どう変わるのかということをお議論していますかということなのです。個別のダムの可否という問題も大事ですが、まず、理念転換が何をもたらすのかということがあります。具体的な治水対策の中で、どのような変化をもたらすのかという部分をもっと明確にしないことには、あまり細かい具体的な、どこのダムがよいか悪いかとかいうところばかりに目が行ってしまうと、そこだけの問題になってしまいます。理念が変わればどこが変わるのかということをもっと発信してもらわないといけません。ワーキングの方でも少しがんばってもらわなければいけないと思います。

やはり、そういう議論をワーキングも委員会もしてもらわないといけません。ここは非常に大事な部分で、しかも社会的関心が非常に大きな部分ですから、もっとわかりやすく、治水に対する根本的な理念が変われば、具体的な治水対策の基本が一体どのように変わるのかと、そこはどう結びついてくるのかということをお、一般の方にわかるように説明をしないといけないという気が私はしています。そういう議論を是非やってもらいたいなと思います。その辺、何かご意見ありますか。

今本委員（委員会・淀川部会）

理念を変換して、それがいけるのかどうか、それを検討する能力に、この委員会の委員はかなり欠けていると思います。非常に残念ながら、私自身を含めて。

これまでのこういった問題の検討というのは、やはりその時々の中での頭脳を集めてやっています。ところが、この流域委員会はそうではなく、できるだけ幅を広げてやっていこうということですから、理念についての検討はできますが、理念を実現する手法についてはなかなか議論しにくい点があります。

しかし、今、寺田部会長がいみじくも言われた通りなのです。やはり、例えばダムを原則として採用しないと言うならば、それ以外の方法として、遊水地を復活させる、或いは河道改修をしても堤防を高くしないならば、或いは高くするということは、他のいろいろな面でまた問題がありますので、それをしないとするのならば、「切れない堤防」というものをつくっていいのではないかとあります。

「切れない堤防」ができるのかどうか、遊水地としての場所があるのかどうか、恐らくそんな理想的な遊水地はありません。現在住んでいる、かつて低平地だったところを真っ先に、想定以上の雨が降れば浸水する可能性が高いですと明らかにしないとイケないのかもわかりません。

或いは、左右岸の堤防で、本来の河川の箇所からいけば、左岸が切れるのか、右岸が切れるのか、それによって被害が全然違う場合があります。しかし、現在の川づくりというのは左右岸を同じ強度につくってきました。これは、今の社会ではそれしか合意が得られないのかもわかりません。しかし、河川のあり方としては、それは必ずしも正解でないかもしれません。

そこまで踏み込んで我々が議論できるのかどうか、議論できるのかどうかというより、議論する能力があるのかどうか、これはかなり必死になって、我々自身が努力しないとできないことだと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

具体的な中身をどう変えるのか、或いは優先順をどう変えるのかということについては、これは当然委員の方につくってもらうというのではなく、我々が、委員会からの最終提言を頂いて、その理念に基づいて我々が河川整備計画の具体案を出すわけです。河川整備計画案を見て頂いて、その後で、確かにこれは我々が言ったような理念の転換をしている、いや、これはやはり従来と一緒にではないかと、委員会なり部会で議論してもらおうと思っています。

我々は今、その作業をやっています。具体的に、ダムの問題、堤防強化の問題、或いは順番の問題、もし理念を変えなかったら今までこうでしたが、変えたことによってこのように変えようという案をつくっていますので、それがまさに、我々の出す原案だと理解しております。

小竹委員（淀川部会）

私はもう少し具体的な例を挙げます。

10月5日に、この淀川区（人口167,000人）の婦人部と各種団体を動員して淀川フェスティバルを実施します。淀川区長と一緒に、リバーマスター制度をつくります。それで、予算をとって、50名の方たちを多少訓練して、各学校へ行って頂き、委員会で皆さまが主張しておられる部分を、小学生の時から教えていくということを考えています。10月5日には3000人を超えて集まりました小学生と中学生の代表に淀川宣言をして頂いて、淀川河川敷での利用の仕方全体を展開していくつもりです。

やはり具体的な部分がどんどん進みませんと、いつ災害が来るとはわかりません。

この間の枚方の皆さまとの現地対話集会に出ていました河川敷の利用の問題で、大阪府立北野高等学校の校長と相談しました。北野高等学校は全日制と夜間部がありますから、朝から夜9時頃まで半分職業人がおられますし、若い集団がいるわけですから、この方たちを、中間とりまとめの中に出ている淀川レンジャー部隊の予備軍として考えることができます。ちょうどそこは非常物資の揚陸場でもありますので、その区分けを手伝うだけでも若い集団が動けるわけです。

私どものところは汽水域を目標にした形で、もう今年中に全て立ち上げてしまうという、具体的な形になっています。いろいろご批判を得て、よいところと悪いところがあれば改正していきます。

今日ここに、今も宮本所長にお見せした写真を持ってきました。この間の休日に撮った写真ですが、土手の上に国土交通省のパトカーがいます。その土手の縁に日本野鳥の会の皆さまが座っています。その下では、一人のシジミとりのおじさんがすくっている前を、モーターボートが縦横無尽に鳥を追っかけ回して、この写真を撮ろうと思う時には鳥はどこかへ行ってしまったわけですが、そういう縦横無尽にめちゃくちゃするグループがいます。

そして、私は何回も申しておりますが、ここは、汽水域の干潟として大切な場所であり、年間で127種類の日本に飛来する野鳥の4分の1から5分の1は毎年来ているわけです。これを環境庁と協力して、鳥獣保護的に保護する部分と河川敷を都市公園として有効に使う分け方をどんどん具体的につくり上げていき、利用者の利用料金、駐車料金などで、何がしかの利益が出れば、国土交通省を通して琵琶湖周辺の植林の方へ回すようにする。額は大きくないと思いますが、何か足かけの、きっかけをつくれればと思って動きかけております。

山本委員（淀川部会）

先ほどの、河川管理者側から出てきている再確認の資料を読んでいて思ったことです。「浸水を許容する」というのは不遜な語感であるとおっしゃっていますが、ずっとこの委員会でも使ってきた言葉で「受忍」というような言葉もありました。

最初の頃はこの委員会でも、例えば50cmくらいの越水であれば、逃げられるのではないとかいようなお話で、床下浸水であれば家屋被害もそれほどではないので、皆さまで、

流域全体で受け止められるような被害ではないかと思っていたのですね。

ところが、この前の現地対話集会で、上流の上野盆地のお話とか、木津川工事事務所の方からも伺いまして、もう一度考えてみました。京都府亀岡市の方からもご意見が出ていますが、下流でも上流でも、どんなことが大きな被害なのかということをやはり考えないといけないと思いました。

壊滅的な被害というのが人命を損なうことであると定義せざるを得ない、やはり 50cm くらいであればしょうがないのだと最初は議論していました。しかし、議論を深めていくうちに、洪水というのが何 cm までならオーケーといったように人間がコントロールできるようなエネルギーではないということがわかりました。降ってくる雨も人間がコントロールするわけにはいきませんし、そういうことを考えた上での、治水理念の転換であると思います。

これだけ難しい問題がたくさんあって、例えば、土地利用の誘導とか補償とかいった問題も、話し合う時間もなくて来ています。でも、全てのことを全部クリアしながらいくには時間がありません。特に環境面の問題は、治水サイドの、全てのことがクリアして合意ができていくことを待ってくれないくらい悪化しているものもあるわけです。

ですから、30 年、50 年先といった長期のスパンで、あるべき姿というものを考えた上で変えていきたいと思いますというのが、やはりここでの話し合いの趣旨だったと思います。それでいけば、細かいところを詰められないことはあるのかも知れないと思っています。

十分議論ができない部分で、意見聴取に来て頂いたとか、一般から出して頂いたご意見とかで、答え切れていないとか議論し切れていない部分というのはありますが、この先水需要管理の面でも慣行水利権について、まだまだたくさん、話し合わなければいけないこととか調整していかないといけないことがあると思います。そういう受け皿を、今後の構想にして頂きたいという思いがあります。

河川管理者 (近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本)

おっしゃる通りで、方向転換をするが、現実として一度にできるのかということ、例えば今年度末に河川整備計画をつくるとしても、全部がクリアできるなんてことは到底ないと思います。

ただ、方向だけはこういう方向にして、それで当面できることはこれですよと、或いは引き続き検討することはこうですよ、或いは、それがある程度できたらこの計画自体をまた見直そうというのが、まさに順応的管理の計画だと我々は理解しています。

まず大事なものは、もしも方向が違っているなら方向転換はこうしようと、その方向で、まず急いでやるべきことは何なのだと、引き続き検討するべきことは何なのだとすることを整理して、私はそれを河川整備計画の中に具体的に書いていけばよいと思っているのです。

槇村委員 (淀川部会)

私は山本委員の意見に賛成です。この資料 4 の最後にあります「河川に生かされる」と

という言葉、あたり前だと思っている人は結構いると思います。これが、今まで出てこなかったこと自体がすごく不思議だと思います。

こういう大きな方向に従って動いているわけですが、ワーキングの先ほどのご報告を聞いていて、すごく細かいことを議論されていると思いました。今から調査するようなお話があったのですが、もしそういうことをやるのならもっと早くにやるべきことであったと思います。10月末の淀川部会の次は11月13日の拡大委員会なのです。

先ほど山本委員もおっしゃったように、非常に細かく詰めていくなれば、私は専門家ではありませんし、技術的な、例えば選択の可能性ということを見ると全くわからないわけです。ワーキングのメンバーを見ていると、だんだん専門家に収斂してきており、専門家が集まらなるとわからない議論があるわけですが、この流域委員会はこれまでどのような流れできたのかと思ひ起こしています。やはり、今の段階ですべきなのは、今すぐにはできないかも知れませんが、今後の大きな方向性を確認し合うことだと思います。また、一般からのご意見もありますが、本当は一般の意見に対して委員会は、どのように考えるかという答えを出さないといけないわけですが、ワーキングで具体的にやっているの、そういう段階にないわけです。だとすると、11月13日までに何ができると考えると、今後の大きな方向性を確認して、進め方というものをきっちりと計画の中に位置付けていくということだと思います。急にはいろいろな答えは出ないのではないかと思います。その辺の進め方について、今何をすべきかということをお教え頂ければと思います。

塚本委員（委員会・淀川部会）

榎村委員がおっしゃったこと、先ほど私は意見聴取というところでお話しさせてもらったところが根本にあります。それは今後、皆さまと本当に協議したい、物すごく大事な点です。それと、もう一つは、専門家だけでは専門家は生きないのですよ。河川管理者だけでは、本当の意味で河川が生きてこないのです。というのは、住民も、いろいろな役割の人たちが総合的に入って、本気でこれから数十年を含めて考えていかないと、これが実現していかないのです。

ですから、以前の枚方での現地対話集会でも野球で利用されている方がおられました。だが、それは、一つはその範疇で話していたら、平行線で決してまとまらないのです。今後はそれぞれが、本当の高いレベルで、どうしようかという範疇にまで話が及んで、ある共有点を持って、では、そのプロセスをどうしていこうかという具体まで、住民の状況や実態を知ってやっていくという、このいろいろな仕組みというのは、もうおっしゃる通り、或いは宮本所長も言われた通り、これからが本当の意味の、或いは計画ができた後に継続できるような状況というのもつくっていくというのは、確かに大事だと思っています。

田中委員（淀川部会）

先ほどからいろいろ議論されていますが、河川整備の方向転換、或いはダムといった大きな河川事業を見直すというのが基本にあると思います。では、これからどういう具体的な対策が出てくるのかという時に、例えば、ダム一つとった場合でも、私はやはり森林と

の協調性も大事ではないかと思えます。治水に限らず環境の面も大事ではないかと思えます。

そういった意味からいえば、源流域だとか、或いは水源地への視点の重大さというのを、私は非常に大事だと思っているわけです。源流域に住んでいるから言うのではありませんが、各河川の出発点は分水嶺にあるのです。

そういう地域の環境保全というのは、治水にしる、或いは環境保全にしる、1つの大事なエリアではないかと思えます。残されている自然豊かな地域の保全ということも、一番の出発点としては基本になるのではないかと思えます。いろいろな河川整備を今から見直すということになれば、やはり自然の恵みも十分視点に入れていく必要があると思えます。

そういった意味では、資料 1 - 3 に、「住民、市民等との連携、パートナーシップで進める河川整備」というところがあるのですが、これは非常に大事なところだと思うので、もし開かれた川づくりということで市民参加ということになれば、私はやはり、河川への知識、認識の共有というものが非常に大事で河川条例も必要であると思えます。

そういった意味からは、直轄河川、或いはそうでない河川全てに、住民が 1 つずつ河川に関わる共通認識として、開かれた河川づくりということになれば、そういう法制度も非常に必要ではないかと思っておりますので、是非それをご検討して頂きたいという気持ちです。

今本委員 (委員会・淀川部会)

私は「検討して頂きたい」という言葉を聞いて、常に反発を感ずるのです。

この流域委員会では、内容もさることながら、そのまとめ方も全然これまでと違ったやり方をしようとしているのです。つまり、最終的な提言を委員の我々が書こうとしているわけです。

ですから、検討して欲しいと言わずに、検討した結果を文章として、例えば、これまでの文章の中では、ここの部分はこう直した方がよろしいという形で、できたら提言して下さい。よろしくお願いします。

田中委員 (淀川部会)

わかりました。

寺田部会長 (委員会・淀川部会)

実はもう 16 時 40 分で、今日の予定の時間をオーバーしているのですが、あと、一般の意見聴取についての議論が残っています。大事なことなので議論をしたいので、少し時間が超過します。

今日、最終提言の項目目次案のよしあしを全部にわたって議論するには、そんな時間ももちろんありません。まして、この内容にわたって議論するということも、初めから無理だということはわかっているのです。今日でやってしまうということではないのです。

ですから、やはり皆さまの方で、これまで議論をしてきた中で、たくさんの資料がもち

ろんありますが、特に自分の関心のある部分でもよいと思いますが、もう一度よく見て頂いて、項目であれ内容であれ、何か建設的な意見をどんどんと委員会あてに、庶務に出してもらいたいと思います。

それを、最終提言作業部会の方で、もちろん取り込めるところは十分取り込んで頂くとします。また、委員会なりワーキングの議論でも、それを議論の資料として議論を深めて頂くということをやって頂きたいと思いますし、やって頂けると思いますから、そういう視点で、実は皆さまも対応をお願いしたいと思います。

利水の部分は、先ほど水需要管理と水位管理ワーキングでかなり議論もして頂きましたし、ある程度の問題点はご理解を頂いたのではないかと思いますので、提案なりがありましたら、是非具体的にお出し頂きたいと思います。

それでは、恐縮ですが、「4」一般意見聴取・反映方法について、皆さまで議論をして頂きたいと思います。

3 回の現地対話集会での経験、反省を参考にして、今後どのような形でこの意見聴取というものをやっていくのがよいのか、また、意見を反映するにはどのような手法が考えられるのかという部分について、是非ご意見をお出し頂きたいと思います。

それから、皆さまのところには、一般の方からの意見を全部集約したものが先日配られたと思います。これは庶務の方で整理をして頂いてファイリングしてもらったものです。今までお出し頂いた意見というものを、目次もつけて全部整理してありますので、これをどう取り扱うかということも、他の部会でも実は検討してもらっているわけです。基本的には頂いたご意見をやはり十分に委員が読みこなして、そしてその中で本当に参考になるような意見を、どこかに反映していかなくてはいいだろうと思います。

それをどういう形で進めるべきかということも含めて、ご意見があればお出し頂きたいと思います。塚本委員、何かご意見はありますか。

塚本委員 (委員会・淀川部会)

ちょっと遅れたのですが、今メモをコピーしてもらっているので、それをお配りしてからにします。

寺田部会長 (委員会・淀川部会)

それでは、他の委員、どうぞ。現地対話集会の反省も含めて意見を出して頂いたらよいと思います。

荻野委員 (淀川部会)

先ほど柵屋委員からプレゼンテーションがあった中で、合意を必要とする関係団体というリストがありました。例えば、ダムや堰の操作管理の管理規則を変えてしまう、或いは水需要管理のところで需要を抑制するとか、これまでの既得水利権に対して何らかの形で抑制をお願いするような、或いは抑制を必要とするような仕組みがもしもあり得るとすれば、合意を必要とするこういう関係団体というのが必ず出てくるわけです。利害関係が生

じる関係団体の意見を聴くことが大切です。

塚本委員 (委員会・淀川部会)

この前のワーキングではまだまだそういう具体的な話は出てきていないのですが、私見として、メモとしてお配りさせていただきました。個人的な考えを含めて話をさせて頂きますと、まずこの流域委員会が起こった時にその理念というのがもちろんあるのですが、今、宮本所長が言われたような、計画を立てていく上での本意というのもあると思います。

それで、まず現状を共有しましょうよということを私は申し上げたと思います。それぞれの役割が勝手にそれぞれやってきたというところがあります。各分野が今の状況をどのように総合的にとらえていくのだと、その中で、どういう役割によってある合理に向かってやっていくのだということがやはり大切だろうと思います。

今、世界子供水フォーラムというのをやらせて頂いていますが、それは地域住民や市民や学者や行政と、どういう具体に対してどういう再生に対してやっていこうかという、1つの具体の組織づくりをやっていきますので、是非それも後に参考にして頂きたいと思っております。

それで、メモにまとめさせて頂いたのは、まずこういう計画ができて、先ほども問題が出ていたが、どう実際に具体化していくのかという検討がなければ、絵にかいた餅ではないかということがあります。

それともう1つは、NPOとかパートナーシップとかというのは、これは数年前に河川に環境が入った頃にかなり言われてきて、実態としてもある程度やっております。だが、住民の実態も含めてこれはまだまだなのです。恐らく、次の理念によって、住民や市民や、或いは行政や学者や専門家と一緒にどうやっていけるかという仕組みづくりこそが今後の大切なところということで、この後の方の項目を読んで頂ければありがたいと思います。

もう1つ、一番大切なことは、先ほども荻野委員が言われましたように利害がぶつかるところがあるのです。相矛盾するようになっていくところがあります。だが、住民が知っていく、行政も知っていく中で調整する、どう扱っていくかということこそが、今、方向性が出ていることに対して最も大切な実態づくりだろうと思っています。

そういうことを皆さまと最終的には話し合いながら、後の方に出ておりますが、協議会や実行委員会や本委員会のようなものをシミュレートしたものや、或いはそれにかわるようなものを短期、長期でどうつくっていくのか、それにどういう権限を与えるのかということが恐らく今後の大切なところととらえています。そういう意味では、要するに住民の意見もいろいろな団体の意見も、現状識に対して、我々がとらえていくという考え方でやっていけたらなと思っております。よろしいでしょうか。

倉田委員 (委員会・琵琶湖部会)

一般意見聴取のワーキングがあります。先ほどのご説明では、今後一般から寄せられた意見をどうするかという話をされました。今後ではなく、まず最初にすべきことは、これまでに出たたくさんの意見を集約して、どういう分野からどういう意見が出て、どういう

意味を持ってどういうことに関わりがあるのかという整理をして頂くことが、今の一般意見聴取ワーキングにおける大事な仕事だと思います。それから、次にどうするかという話をして頂ければよいと思います。

川上委員 (委員会・淀川部会)

一般意見聴取には、2つの意味があると理解しております。1つは、この流域委員会に寄せられている一般の方や自治体等行政機関等の意見を最終提言の中にどう取り入れていくかということです。もう1つは、河川整備計画がつくられた後、河川整備計画をパートナーシップで進めていく、或いは住民との合意形成の上で進めていくために、一般の意見をどう取り入れていったらよいか、或いは住民参加をどう進めていったらよいかということ提言する2つの役割があって、そのことを考えるのが一般意見聴取ワーキングの仕事であろうと理解しております。

1番目の、最終提言のとりまとめに今まで寄せられた意見をどう盛り込むかということについては大変難しく、寄せられた意見をそのままの形で提言に取り込むというのは殆ど不可能であろうと思っております。それは、私たち委員が十分読み、消化をして自分たちの血や肉にして、そしてそれを言葉として表現するということであろうと思っております。賛成意見もあり、反対意見もあり、いろいろな意見がありますから、非常に混沌としている状態です。これをどのように提言に入れるかというのは非常に難しく、全てを入れることは不可能であろうと思っております。

それから、河川整備計画がつくられた後の進め方、展開の仕方については、ワーキングの委員の方々もそれぞれの考えや思いや、或いは計画があるのかと思っておりますので、今後、十分ワーキングの中で提言にまとめていきたいと思っております。

塚本委員 (委員会・淀川部会)

川上委員が言われた通りだと思います。ただ、一般意見聴取というのは、住民の方やそれぞれの団体がどういう状態で何を主張されということが、血と肉として理解する上でまず大事だろうと思っております。それがあってこそ、次のいろいろな決まってきたことが遂行していけるのではないかという考えを基本には持っております。

渡辺委員 (淀川部会)

今まで現地対話集会でも一般の方から質問等ありまして、流域委員会としてその質問に答えた例というのはあまりないように記憶していますが、恐らく最終提言がその人に対する答えになると思っております。やはり流域委員会の最終提言お答えするより方法がないのではないかと思います。

そこで1つお聞きしたいのですが、今までの過程で個人的に委員の方は質問されたことがあると思っておりますが、その場合、恐らく流域委員会の理念から外れたような答えをするわけにはいかないと思っておりますので、どなたでも結構ですので、今まで質問を個人的にされてどのような形でお答えをしてくられたか、ちょっと教えて頂きたいのです。

有馬委員 (淀川部会)

現地対話集会の反省みたいなところをしゃべってみたいと思います。

ゴルフ、それから少年野球、そういう関係する人を招いて枚方で現地対話集会をやりました。他の現地対話集会でも、何故この人が意見を述べるよう招かれたのかという、その辺がよくわからない対話集会ではあったと思いますが、枚方で行われた集会の中で 1 つ重大なことに気がつきました。

というのは、これまでの治水工事といいますが、河川管理のやり方で川の環境がどれくらいむちゃくちゃに荒れてしまったか、大事な飲み水その他を担っている淀川なのに、その環境がどれだけむちゃくちゃになってしまったか、その辺りを回復するにはどうしたらよいかと、私自身はもうそのことしか考えていなかったのです。

枚方で何に気がついたかといいますと、「高水敷をつくったことが諸悪の原因である」という言い方をされていました。高水敷をつくったことが諸悪の原因であるなんて、私はそんなこと言ったことないですよ。なのに、そういう論法で迫ってこられました。このとりまとめの中に、特性という項目で書かれています。これは文言を細かく修正しなければいけないと思う部分ですが、そこに何故高水敷が問題になっているかということがちゃんと述べられています。

これを見ていきますと、例えば - 2 - 4 というところに、「利用されるようになったが、それと引き換えに川本来の姿が失われた」という文言があります。それから、「人工の構造物で覆われた結果」「水質の悪化や生物の棲息域の減少等を招いている」とあります。それから、- 2 - 15 でも、今頃、「利用されているが、引き換えに河川敷は本来のあるべき姿とは程遠い」という書き方がされています。なるほど、高水敷をつくったことが諸悪の原因、つまり環境がむちゃくちゃになった原因であるときちんと書いてあるなということに、枚方で現地対話集会を経験して私自身が気がついたのです。

そういう意味で、河川環境ということを中心に置いて、どうしていったらよいのかということ、とりまとめの中でも、文言の修正なり目次のあり方等を考えていく、そういうすばらしい示唆をもらったなと、枚方ではそんなことを感じました。

寺田部会長 (委員会・淀川部会)

まことに申し訳ありません。この会場はあと 10 分しか使えません。

先ほど川上委員から、一般意見聴取りなり反映方法という中で幾つかの仕事があるということは既にお話もありました。要は、流域委員会として、部会として、先ほどのお寄せ頂いたたくさんの意見をどう我々の意見に反映するかということについての仕事が 1 つあるということです。

それからもう 1 つは、この計画自体の中身として、今後の実施なり運営なり管理なり、そういう手法の 1 つとして、一定の住民参加を基本とした何らかの継続的な組織というものが、必要かどうかとか、必要であればどういうものが望ましいかとかということに対する検討、これが 2 つ目にあると思います。

それから 3 つ目は、これはもともと流域委員会の仕事の 1 つである、改正河川法の 16

条の 2 の 4 号に基づく、いわゆる河川管理者が河川整備計画案をつくった時に関係住民の意見を反映する、そういう処置を講じるということは書いてあるわけです。ですから、どのような方法が考えられるかということについて、この流域委員会に検討を付託されているわけですね。やはり、それに対する一定の返答をしなくてははいけません。

委員の皆さまは、そういう 3 つの部分のどの部分でも結構ですから、何か具体的な意見、提案があれば、それはまた庶務の方にお出し頂ければ各ワーキングなり作業部会なり、また委員会なりで検討する時にそれを参考にさせて頂くということですので、よろしくお願いしたいと思います。

今回の部会ですが、委員の皆さまにあらかじめ出席のアンケートをお願いしました結果、10月29日火曜日、13時半からということで決めさせて頂きたいと思います。先ほどの資料 2 - 4 にありますように作業部会の方で最終提言の素案が 10月24日には出ますので、それをもとにして議論をさせて頂くというものです。その上で、11月13日に拡大委員会で再度、淀川部会で検討したところを意見発表します。ご都合の悪い委員がおられたかと思いますが、10月29日ということで確定をさせて頂きたいと思います。

本当はご参加頂いた一般の傍聴者の方からご意見もお聞きするという事をお約束していたのですが、大変申し訳ありません。私の不手際で時間がなくなってしまいました。もしご意見等がありましたら、恐縮ですが、文書で是非建設的なご意見を頂ければありがたいと思います。

それでは、庶務の方に返します。

庶務 (三菱総合研究所 新田)

それでは、次回は 10月29日です。ご参加の方、よろしくお願いいたしたいと思います。

それから、最終提言の作業部会が 9月28日に予定されております。できましたら、先ほどの議論の内容等々についてのご意見は、まずは 28日までに庶務の方にお寄せ頂ければ作業部会の方にご提言したいと思います。

それでは、これをもちまして淀川部会を終わらせて頂きたいと思います。どうもありがとうございました。

以上

議事録承認について

第 13 回運営会議 (2002/7/16 開催) にて、議事録確定までの手続きを以下のように進めることが決定されました。

1. 議事録 (案) 完成後、発言者に発言内容の確認を依頼する (確認期間 2 週間)。
2. 確認期限を過ぎた場合、庶務から連絡を行う。要望があった場合、1 週間を目処に期限を延長。発言者にその連絡を行い、確認期限を延長する。
3. 延長した確認期限を経過した場合、発言確認がとれていない委員に確定することをお伝えし、発言確認がとれていない委員を議事録に明記したうえで、確定とする。